

平成28年第4回長与町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成28年12月 6日  
本日の会議 平成28年12月 8日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員  
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員  
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員  
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員  
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員  
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 中山 庄治 君 議事課 長 富永 正彦 君  
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君  
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君  
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君  
住 民 福 祉 部 長 久松 勝 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君  
健 康 保 険 部 長 谷本 圭介 君 水 道 局 長 木島 英利 君  
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君  
水 道 局 理 事 吉田 邦彦 君 教 育 委 員 会 理 事 近藤 徳雄 君  
秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君 総 務 課 長 山本 昭彦 君  
契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君 地 域 安 全 課 長 山口 功 君  
政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君 財 政 課 長 田中 一之 君  
税 務 課 長 荒木 秀一 君 収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君  
土 木 管 理 課 長 日名子達也 君 産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君  
福 祉 課 長 森川 寛子 君 こ ど も 政 策 課 長 村田ゆかり 君  
住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君 健 康 保 険 課 長 志田 純子 君  
介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君 下 水 道 課 長 濱 伸二 君  
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 森 省二 君

会議録署名議員

2番 中村 美穂 議員

3番 安部 都 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時30分



## ○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開催いたします。日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。なお、質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明にお願いします。なお通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順6、浦川圭一議員の、①町職員の居住地実態について、②健康器具の各地区整備について③大規模小売店舗立地法の届出書で示されている周辺地域の生活環境を保持するための措置についての質問を同時に許します。1番、浦川圭一議員。

## ○1番（浦川圭一議員）

おはようございます。早速、質問をさせていただきます。①町職員の居住地実態について。本町のまちづくりのテーマとして、「住みたい、住み続けたい、住んでよかったと言われるような幸福度日本一のまち」が掲げられています。このことは、町長就任以来一貫して言われておられますし、私自身も賛同しております。この基本のまちづくりを目指すために、多くの施策の推進に最前線で町職員が頑張っておられると思っております。その職員のうち町外に居住されている方々については、様々な事情があると思っておりますが、可能であれば本町内に転居を検討いただくことができないかと思っております。そこで以下について質問いたします。今回の質問については、求める数値等が多くありましたので細かく示しておりますが、回答できる範囲で答弁願います。（1）職員の町内居住者数と町外居住者数についてお示し願います。（2）町外居住者のうち、借家等の賃貸物件に居住する職員の数とそのうち住居手当を支給している数について答弁願います。（3）町外の借家等に居住している理由についてどういうものがあるか。町内に居住できない、またはどうしても町外に住まなければならないなどの理由が分かれば答弁願います。（4）職員の平均給与で算出した場合の一人当たり町民税額試算額をお示し願います。（5）ふるさと応援寄附金制度の有効活用ということで、本町へのふるさと納税を強化していく取り組みが実施されているようではありますが、現在までに町外職員から寄附があった事例はあるか伺います。

②健康器具の各地区整備について。平成27年度にいきいき健康まちづくり事業として、町民体育館のトレーニングマシンを整備されています。利用状況については、年間延べ8,180人の利用で前年度比20.2%アップ、使用料も21.6%アップの約87万円の収入があったということが先の9月議会で示されております。大変いい取り組みだと思っております。町民体育館のトレーニング室の状況を見てみますと、利用者が多いときは、器具が使えないこともあるほど盛況だと聞いております。また、町内の遠方から通っておられる方も多くおられるとのこと。町民の健康意識が非常に高いものだと思っております。こういった取り組みが町民の健康維持とそのことが今後の国保財政にも大きく寄与するものだと考えております。そこで、器具の整備について、町民がより手軽に利用できるように、町内各コミュニティに1箇所程度を目標に広く設置

することができないか伺います。

③大規模小売店舗立地法の届出書で示されている、周辺地域の生活環境を保持するための措置について、本年9月28日付けで事業者より長崎県に提出され、本町でも10月11日から29年2月10日まで縦覧に付されることとなっております。仮称イオンタウン長与に係る大規模小売店舗立地法の届出書の中で、周辺に与える影響とその対策などが示されていると理解しておりますが、出店により発生する騒音等の環境関係、また地域住民等の交通上の利便の確保を図るための交通関係など、事業者が示している対応策について、町の見解を伺います。以上質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして、皆さんおはようございます。今日朝1番目の浦川議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。2番目の質問につきましては所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは1番と3番の御質問についてお答えをしたいと思っております。初めに、1番目1点目の現在の職員数でございます。平成28年11月1日現在で再任用職員も含め、236名の職員が在職をしております。そのうち、町内居住者が146名で全体の61.9%、町外居住者が90名で全体の38.1%となっております。次に、2点目、3点目でございます。町外居住者の住宅手当を支給している数、そして町外の借家などに居住している理由、2つの御質問でございますけれども、町外居住者のうち借家等の賃貸物件に居住をしまして、住居手当を支給しております職員の数は27名でございます。その理由につきましては、個人的な事情等もあり町内に居住できない職員もおるということで、町内居住を義務づけ、また居住するものでもないと考えますことから、その理由とするところまでは把握をいたしておらないところでございます。次に4点目の職員の平均給与における町民税額試算額についての御質問でございます。職員の平均給与は35万6,996円で、1人当たりの町民税の試算額は年額で15万1,800円でございます。次に、5点目の町外在住職員からのふるさと応援給付金につきましては、現在まで10数名の方々から御寄附をいただいているところでございます。いずれにいたしましても、職員の租税負担による財政確保、また、諸手当の縮減効果、災害時等の危機管理の面におきましても職員が町内に居住するメリットは、多分にあると思っております。また、長与町を取り巻く環境及び職員の現状から、地域課題を感じ取り、積極的に行動する職員を長与町が求める職員像としておりますところから、職員が町内に居住することにつきましては今後とも、勧奨していきたいと考えております。

次に3点目の大規模小売店舗立地法の届出書で示されている周辺地域の生活環境を保持するための措置の御質問でございます。御指摘のとおり、大規模小売店舗立地法に基づく届け出がなされ、本町におきまして平成28年10月11日より縦覧に供している

ところでございます。まず出店による騒音などの環境関係についてでございますけれども、届出書におきまして、騒音問題への対応といたしまして周辺6箇所での予測結果や荷さばき施設、冷暖房設備による騒音予測などが示されております。また廃棄物の保管や処理についても対策が示されております。施設の配置や運営方法などにつきましては、適切な環境対策がなされることを確保することにより、生活環境の保持及び向上が行われることが重要であると考えております。次に、交通関係でございますけれども、事業所からの届け出では、駐車場の収容台数が350台。駐輪場の収容台数が99台などが計画として上げられております。その他公共交通では小型マイクロバスでの乗り入れ運行が計画をされておきまして、便数等々におきましてはまだ未定となっております。現在、関係各課におきまして届出書の内容についての検証を行っている段階でございます。引き続き町民の快適な生活環境を1番に考え、地域の発展と生活環境の保全が適切に行われるよう、環境や交通面など多面的に精査をしてみたいと、そのように考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

皆さん、おはようございます。2点目の健康器具の各地区整備についてお答えいたします。昨年度、地域活性化・地域住民等緊急支援交付金の助成を受け、町民体育館トレーニング室のトレーニングマシンの入れ替えを行いました。マシン入れ替え前に比べますと、登録者数で約800名増え、1日約40名の方に利用していただいております。利用者が増えましたことによりマシンが使えないとの声もありましたが、現在はタイマーが設定できるマシンについては時間設定をして御利用いただいております。このように利用者が増えましたことにつきましては、町民皆様の健康に関する関心が高い結果であると考えております。各コミュニティへの設置についてですが、マシンが高価であること、助成がない場合の町単独での導入は難しいものがあり、また、町内公立公民館等への設置につきましても、館内の部屋をトレーニング室へ改造しなければなりません。町民の方の利用を考えますと、これも難しいものがあると存じます。助成制度並びに部屋の改造のめどが立ちましたら、設置を考えさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

最初に①の（5）の質問について、趣旨を申し上げたいと思います。ふるさと納税に関する、この実態を聞かせていただくということで、まず、町内に住んでいただきたいということについてどの程度期待ができるかということに参考になればと思って質問をしております。町外に住む90名でしたね、90名のうち10数名の方が制度を利用し

寄附を行っているとのことですが、ここはちょっと私の予想よりだいぶ少なかったわけですが、少ないとは感じておりますけども、町外に居住しながら本町の財政に貢献できる数少ない手段だというふうに考えておまして、手続についてもさほど難しくもなく、実数2,000円程度の負担はいるということは聞いております。そういうことで、町外に住む多くの職員の方が長与町に思いを持たれて多くの方が手続をとってくださっているのかなということで、ちょっと思っておったもんですから、そういう実態をお聞きして、今度町のためを思えば、住んでくれるんじゃないかなというのはちょっと希望的な期待も、ちょっと難しいのかなと今実感をしているところでございます。それで、そういう前提で質問をいたしますけども、今後の取り組みとして、現在単身で、例えば親と同居をされている方とか、今後新しく入ってこられる職員についても、いずれ賃貸で住まれる予定の方もおられると思いますので、町内居住促進という観点から町内に居住することにより少しだけ、町外に住むより魅力を感じていただけるように、町内と町外で住居手当の額に差をつけるようなこういう手法がとれないかと思っております。ただ、先ほど答弁にありましたように現在、この手当の対象になっておられる27名の方については、例えば経過措置の適用とかで不利益不都合等が生じないような対応をしていただくということで、そういった事情も考慮して、改めてその手当に差をつけるような手法がとれないか、ちょっと質問をいたします。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

議員、ただいま御提案いただきました、町内、町外の住居手当に差額を設けるっていうことですが、議員もおっしゃるとおり、職員の中には事情により長与町内に住めない職員も多々あると思います。そのような中で、職員間で差をつけるっていうことになりますと、いろいろな面でクリアしていかなければならないということも出てくると思いますので、この辺は財政状況などともあわせまして、今後町内住居の職員を増やすための1つの選択肢として、今後考えていきたいと思っております。また事情によりどうしても町内に住めないという職員は、現在住んでいる地域での活動等で培われた経験を、この長与町で存分に発揮していただければ、そのメリットは多分にあるのかなと思っております。今回、議員が提起していただいたことで、町外に住む職員、再度町内に住んでいただくことについて理解いただけることと思えますし、また長与町の職員であるということを再度、自覚していただけるものと思っております。今後ともこの件につきましては、機会あるごとに職員に町内に住むように勧めていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

町外の職員さんが一生懸命やられているということはもう十分わかっておりますけど

も、なかなかその借家でも27名の方が町外におられる。相当な理由があられるんでしょうけども、そういう事情ですので今、差をつけることができないかというような提案をさせていただいたのは、こういう取り組みが結構全国でも見られて、例えば、京都市が今年の2月で条例改正の提案をされております。このちょっと事例がほとんどこう長与町と変わらんような。規模が全然違うんですけども、京都市においては、この事例をちょっと話をさせていただきますと、京都市においては約3割強の方が市外に住んでおられるということで、長与町が先ほど38.1%が町外におられるということで、この京都市が子育て環境日本一をPRして、定住人口増を最重点の課題と位置づけているという、こういうことなんですけど、長与町の幸福度日本一、それと住みたい、住み続けたい、住んでよかった。大体、考えてる趣旨は同じだと思うんですけども、そういったことで、まず京都市がこれをやったそのきっかけっていうのが、そういった施策をアピールしていく中で、やっぱり市外に住んでおられる職員が、そういう対応したときに説得力に欠けるんじゃないかというような話から始まって、そして、先ほど町の答弁の中でありましたけども、大体同じようなことなんです。災害時の体制強化、市民税の収入増、通勤手当の抑制、それと京都市の場合は職員の地域活動参加などの効果が期待できるということでこういう提案を、議会の方に改正の提案をしたということであるんですけど、これは私も、今、対象になっておられる方はいじることなく、新しい次からの方たちを対象に、そういう改正をできないかということでお聞きをしております、これかなり効果があるんじゃないかなというふうに思っているんですけど、改めていかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員がおっしゃってることは大変ありがたいと思っております。私たちもできるだけ町内に住んでもらいたい。そうしないと生活実態がわからない。今回、いわゆるコミュニティへ職員を派遣すると、昨日の議員さんの答弁でございましたけども、それも1つのそういうことなんです。やっぱり職員が地元の、長与のことをわかって行動してもらわないと、長与町に住んでおられる方の気持ちがわからないというのもありますので、できる限りそういった形で応援をしていただければなと思っております。それでまた、今、いろんな事情で町外に住んでおられる方は今課長から答弁ありましたように、その中でまたいろんなコミュニティとかいろんな活動を学んでいただいて、そしてまたそれを町内の中で活かしてもらおう。そういった形もあわせてとっていただければなというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）



わかりました。是非検討をしていただきたいと思います。次にこの理由について把握していないという答弁だったんですが、これは把握はされてるんでしょう。いかがですか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

個人的にこういう理由で、というのは聞いたことありますけど、全体的に把握しているということはしておりません。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

これは私はぜひ把握はしていただきたいと思ってるんですよ。なぜかと言いますと公表しないことはしないで、公表はできませんということで把握だけはしておいていただきたい。これは中には逆に、例えば町外から長与町に、例えばこの町の職員になったのを機会に長与町に住んだとか、結婚を機に長与町に住んだとか、家を建てるなら町内にとかという理由で町内に引っ越して、そういう理由で居住されている職員も多くおられると思うんですね。こういう方の理由も聞くという意味で申し上げてるんですけども、中には消防団員とか地域活動で貢献している方々もおられるということも聞いておりますし、やっぱりこの町外に住む方のその理由、こういう理由次第では本町に対する貢献度と言いますかね、こういったのも格段に違うと私は思ってるんですよ。だからそういう意味でも、職員がそういうどこに居住するか、なかなかこう聞けないでしょうけども、例えばこの賃貸の居住手当の申請があったときにはその理由を書く欄を設けるとか、その程度でも、やっぱり聞かれた方がいいと思いますんで。よかですかね。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

十分検討してまいりたいと思います。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

わかりました。決して教えてくださいと言いませんので、できるだけ確認をされた方がいいと思います。最後に、①の5番目についてでございますが、これも最初は参考程度に聞くつもりだったんですが、ちょっと予想より少なかったものですから、再質問させていただきます。まずこのふるさと納税についても、これも強制的に対応するということはできないでしょうけども、まずはこの町外の職員さんをお願いをするということができないかと思ひまして。先ほどの答弁では、町内に居住することについては勧奨していくとの答弁だったと思いますが、この件についてはあくまでもお願いをするという

ことで、先ほど申しましたように、そういう手続もあんまり難しくもないし、お願いすればどうにか対応はしてくださるんじゃないかなということ、そうしないと今からこのふるさと納税制度の返礼品とかも充実をされて、外の人に向かって長与町にふるさと納税をお願いしますようなことでPRをしていくわけなんでしょうけども、その、どこが所管するか知りませんが、職員さんたちがやっぱり、身内のやっぱり町の職員さんが協力できてないとなれば、大変やりにくいんじゃないかなと私はちょっと思うもんですから、ぜひ町長名でお願いぐらひは、する、しないは個人の最終的には判断なんですけども、お願いぐらひはしていただけないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

はい、お答えをいたします。寄附をしていただいた皆様方、本当に大変ありがたいことだと思っております、この場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思っております。寄附をしていただいた皆様は本町を愛し、また応援する意味を込めまして頂戴したものだと思っております。そのお気持ちを大切にしまして、今後もたくさんの皆様方に応援をしていただくような取り組みをしてみたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

町長名での依頼文ということでございますけれども、長与町には長与町にお住まいの方でも他自治体に多くの方が通勤をされてる、働いておられる方もたくさん長与町にはおられます。そういう中で長与町職員に対して、町長名で、半ば町長名を出してしまうと職員にとってはある意味命令ではありませんけど、ちょっと依頼という形を超える形になってしまいます。そういうことをしてしまいますと、他の自治体もそういうことをされてしまいますと、長与町の職員は長与町に寄附をする、長与町にお住まいのよその自治体にお勤めの方がよそに寄附をしてしまう、そういう事態になってしまうと非常にプラスマイナス考えますとマイナスのほうに働くのではないかと。そういう中で、ふるさと納税の趣旨を考えますとやはりそのお気持ち、寄附をしていただける方のお気持ちがやっぱり大事だと思いますので、そこに我々としてはお願いという形でやってはいきたいと思っておりますけれども、町長名で文書を出すとかそういうものは、今のところ考えていないというところでございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

その個人の気持ちに期待した結果で10数人しかいないわけですよ。だから、本当は

このお願いせずに職員の方が自覚して、この自分が勤めている町なんだから自覚して私はそういう、このふるさと納税、平成、2008年ぐらいに制度が始まってますよね。だいぶ期間もたって、かなり多くの方がされてるんだらうと私は思ってたわけですよ。ところが、この質問をしたら、もうこの10数人の方には本当にありがたいということで敬意を表しますけども、もっともっと90名おられるわけでしょ。そしたら期待、あくまでも個人の思いにお任せするということなんですけども、お任せした結果がこれなんで、なかなかあの増えていかないんで、どうにかちょっとお願いぐらいしてもいいんじゃないかなというつもりで質問をさせていただきました。それと、そういうお願いをすればよそもやるから減るだらうとか、こういう計算はもうやらない方がいいと思いますよ。それはどこだってあの例えば佐世保市さんなんかでももう、それはもう職員、だいたいこの制度自体がもうよその税金をうちに持って来てくださいという制度なんですから、そこを言い出すと遠慮すれば何もできないような話になると思いますので、もし、そのお願いはできないということであればそれでもいいですけども、こういう質問を聞いて是非もう職員の方が、少しでも協力して下さる気持ちを持ってくれるということに期待をさせていただきます。これはもう。どうぞ。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

ふるさと納税制度も始まって数年経ちますけれども、長与町でポータルサイト、インターネットで納税できるようになったのが9月からでございます、職員につきましてもその制度は、そういうシステムですね、長与町が構築してから、納税の数がちょっと増えてきているということでございますので、我々もそういう寄附しやすい環境を整えましたので、制度と合わせて職員の皆さんに広報をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

その件はよろしく願いいたします。次に2番目の質問でございますが、この2番目の質問については現役のこの医師の方からウォーキングを推奨してください。このとき合わせて、ラジオ体操もいいですよとも言われたんですけども、それでこの暑い日も寒い日も雨の日も風の日も、雪の日はちょっと無理かもしれませんが、天候に左右されることなく、器具を使った運動であれば、続けられるんじゃないかと思って質問をさせていただきます。まずは確認をさせていただきますけども、運動と健康の関連性について体育館に設置されているような器具を使った運動について、健康の維持増進に有効であると認識をされておられるのかということと、この質問の趣旨であります、町による施設整備の必要性について、どのように考えられておられるか。この2点、答

弁願います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

議員にお答えいたしたいと思います。やはり、ジョギング、ウォーキング、いろいろされると健康にこれは大変いいことだと思っております。議員がおっしゃるように雨天のときとか雪のときになかなか運動ができない、夜遅く帰宅されて運動ができないというような方もいらっしゃると思いますので、こういう体育施設を利用していただいて、健康増進を図っていただきたいというのが私どもの使命でもあり、願いでもあるというふうに考えております。また、今の御質問の中に今後体育マシンあたりを増設ということで、私どもちょっと今、調査をかけとるんですけども、財源の確保といたしまして、TOTOと言いますか、宝くじ助成金の制度を今ちょっと調べさせていただいておりますけども、その中に地方公共団体スポーツ活動助成という制度があるみたいで、その中に大型スポーツ用品の設置という補助項目がございます。現在、どうしてもオリンピック関係で、なかなか地方まで補助金制度がおりてきてないみたいですけども、今後、ブロックごとに説明会等があるということの情報だけをお聞きしておりますので、そういうところに出向きまして、できるだけ情報を仕入れて、どういう形で申請をすれば、補助が、助成がかなうものなのか、今後はそこら辺を研究してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

わかりました。まずその、これはもう当たり前のように私も思っているんですが、運動は健康について有効であると。それと施設の必要性も感じておられるということで、そういう認識でよろしいですね。はい、わかりました。それで先ほど答弁で800人、登録者数が800人増えたということでしょうか。それと月間利用者数も800人。登録者数が800人増えたということだったのですかね。1日40人の利用者ということで、登録者数800人増えて実際何人なられたんですか。今おられるんですか。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

入れ替え前の登録者数につきましては4,333名、入れ替え後の登録者数が5,187名で854人増えております。利用者数につきましては、入れ替え前の利用者数、月間339人、1日平均約10人と。入れ替え後が1,225人、1日平均の利用者数が約40人というふうなことでございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

この登録者数はかなり相当おられるということですよ、6人に、8人に1人ぐらいですかね、町民の。利用者数も相当おられるということで、実際現状、先ほど冒頭、通告書でも述べておりますけど、相当混雑している、私もたまに行くんですけど、混雑している状況で、行ってこの運動したいと思って行ったときに、もう器具が使えないというような状況もあるわけですね。確かに今もうタイマーで仕切っておりますとかということで。これはもう以前から張り紙がしてあったわけですよ、15分ぐらいで、多いときは15分ぐらいで交代してくださいというのは張り紙がしてあったんですけど。なかなか運動にはまる方は同じ機械で30分も40分もされる方もいらっしゃるって、いよいよスイッチが切れるような対策に先日行ったときにしてありました。それで解消できるかと言ったら、恐らくそれでもやっぱり不足だと思うんですよ。だからやっぱり、このどうにかならんかということで質問しておりますが、先ほどの答弁で館内をトレーニング室に改造することは、ちょっと町民の利用を考えたら難しいというようなことでしたよね。ということは、各地区にいろんな公共施設がありますけども、そういった中で、現状ではこの器具を設置、改造できるような館がないというような理解をされてるんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

町内の各公共施設、うちの所管が公民館等でございますが、各公民館の利用状況、それぞれに利用いただいておりますので、その1部屋を潰してトレーニング室に改造するってというのはなかなかすぐには困難かというふうなことで考えております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

私もその現状目いっぱい利用されている部屋を潰してまでという思いは持っております。例えば、ふれあいセンターも教育委員会ですかね。ふれあいセンターは違いますよね。公共施設の中で考えていただければなというふうに私は思ってるんですよ。例えば、今言われたのは、先ほどの答弁では教育委員会が所管する施設では、現状、その利用状況等考えると、改造できるような部屋がないということですよ。その他ではどうなんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまの御質問いただきましたふれあいセンターでございますけども、ふれあいセ

ンターも同様ですね、目いっぱい部屋の使用が入っております。また、ふれあいセンターは特にまた町外者の方も利用する施設の1つになっておりますので、そういう意味ではちょっと今のところは部屋の空き状況ございません。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

最初に、せっかく何て言うんですかね、共通の認識を持ったところですけども、作る場所がないということであれば、どうも先に進まんようでございますけども、先ほど補助の話、助成の話をされてたわけですが、要は国ですかね、あれ国じゃないんですよ、そういう補助のメニューを探して採択のめどが立てば、どうにかできるんじゃないかということをおっしゃったと思うんですが、どうなんですかね。そのめどは立ちそうなんですか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

補助制度のめどはまだたっておりませんけども、今後そのブロック説明会等に参加させていただいて、できるだけその補助をいただきたいと思います。その後、課長もお話ししましたが、その部屋をやはりどこを潰すか、よその施設にもそうですけども、補助がめどがたつのであれば、私どもの所管外の館に関しても協議をさせていただいて、それを利用していただく、いろんな会議とかで利用されてるところもあると思いますけども、そういうスポーツだったら、そういうトレーニング室だったらいいですよという町民の方のお声もあると思いますので、そこら辺は各館の利用者の方ともお話をさせていただいて、それだったらいいよというような形のものにしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

ぜひ、もうどこにも作る場所がないということをおっしゃられずに、健康に非常にいいということですので、そこの検討もしていただきたいと思います。それで、今、先日議案で、使用料の改正の議案が上がっておりますけども、体育館の施設の利用については、1回100円かかるわけですよ。だから体育館の、例えばあちこちの館の会議室を1日100円とか1時間100円ですかね、そういうものはあるわけですけども、それからすれば、やっぱりそれだけ持って行ってでも、そういうのをやろうという方がたくさんいらっしゃるわけですよ。だからそういう意味で私は非常に重要だと思っております。要はこの収支が、元々が国費100%で作ったということで聞いておりますので、現状その維持していく、収支ですね、そこら辺はどうなってるんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

昨年度導入したばかりでございまして、まだその修繕費とかっていうのが出ておりません。ですから、今のところはトレーニング室の利用者の収入の分がすべてプラスというふうなことになっております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

町の方にもそんなに負担はかかっていないということでございますので、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。次にこの3番目の質問をさせていただきます。事業者が示している対応策について町の見解を伺いますということを質問しております、私も今出されておるこの届出書については、所管の課で2時間ほど縦覧をさせていただきました。その結果でどのような影響が予測されて、そのことにどのように対応するのか。詳しくメモできませんでしたので、全容はよくわかっておりませんが、要は、事業者から届出書によって示されている、先ほど答弁の中でこういうことが示されているということを答弁されておったわけですけども。この示された予測とそれに対する対策について、町がどのように判断されたか。十分だと、その対策で十分だと思っておられるのか、不十分だと判断されているのかという、そこを聞いたかったわけでありんですけども、答弁の中で現在検証を行っている段階であるとのことでしたので、ここについてはもうこの場で判断を聞くことはできませんけども、この届出書に対する町の意見書の提出期限があると思えますけども、これはいつまでに出すようになってるんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

お答えをいたします。県への意見書の提出期限は平成29年2月10日となっておりますので、この日までに町内部でも取りまとめを行ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

縦覧日の最終日までには出すということで理解をします。そうするとあまり期間はないようでございますけども、実は私も先ほど答弁でも触れられておりましたこの駐車台数の件ですが、ここについて、事業者が示す駐車場の収容台数では不十分ではないかと思ひまして、この縦覧をさせていただいてですね、個人的に意見書を長崎県知事あてに

提出をさせていただいております。その回答が先日、12月1日付けで送られてきました、この意見書を出した時期というのは11月1日付けで出したんですけども、そのときに所管の企画の方にも尋ねに行ったんですが、バスの運行について協議はしているけれども、まだ何も決まったものはないというような答弁だったんですよ。10月の末ぐらいの時点で。その後の事業者のこの立地法届出書に係る説明会が、そのふれあいセンターですかね、そこであったときに私も出席をさせていただきまして、そのときに、事業者もバスについては場内への乗り入れをバス事業者に申し入れをしますけども、まだ回答をもらっていないという状況だったんですよ。そういう状況で事業者が作っているこの計画書が、自動車での来店者を7割として、それ以外の来店者を3割と想定して350台の駐車場で必要であると、届出書の内容だったんですが、どうも私、このバスの運行が決まる前にバス以外の来店者が3割というのはちょっとおかしいんじゃないかという内容で書かせていただいたんですが、つい先日来た回答書の中でそのままちょっと読みますけども、今後路線バスが計画され当施設への乗り入れも予定されているということで、現在のその事業者が出している必要台数で適当であるというのを内容で回答をいただいたんですよ。だから、それを聞いて私も少しこのバスの協議が整ったんだなということで、それで、バスも中まで入るようになったんだなということで少しはもう安心もしておるんですけども、そこで事業地内への乗り入れのルートとかその便数とか町のほうでわかっておられれば、教えていただきたいと思うんですが。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この事業者が届け出をされております大規模小売店舗届出書ですね、こちらの方にバスの小型マイクロバスでの乗り入れ運行を計画しているという記載がございました。このことにつきましては、バス事業者の方からそういう申し入れ、要請があつているところはお聞きをしております。ただ、バス事業者としましても次の全体的なダイヤ改正に向けてこれから検討していくという段階ということで、便数を含めた細かい情報については把握をしてないところでございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

私の意見書とその回答書というのはもうきちんとした文書として県の広報にも記載をされる内容のものでございますので、事業者もそう、自分たちの思いだけは書かないと思いますので、そこは十分確認をされて基本はこの町民にといいまして周辺の住民にこの生活環境に影響を及ぼさないようにということが、そこを適格な判断で、先ほど言われた2月10日の意見書ですかね、ここをまとめていただきたいということでお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。



○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

お答えをいたします。そうですね、バスの便も含めまして町といたしましても今後引き続き、その届け出内容に対しまして、その周辺の地域の生活環境の保持のため、今後縦覧に来られた方々の御意見、それから小売店舗立地法の第8条第2項になりますけれども、県に対する本件について届けられた意見等も参考にしながら、周辺環境の調和が図れるようにまた精査をいたしまして、対応してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

是非よろしく申し上げます。質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時40分まで休憩いたします。

（休憩 10時25分～10時40分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順7、西岡克之議員の①本町の教育政策について。②本町の福祉問題についての質問を同時に許します。

9番、西岡克之議員。

○9番（西岡克之議員）

許可をいただきましたので、質問させていただきます。

まず最初にこれも9月の議会で1回お尋ねしたのですが、そのときにまだ結果がはっきり出ておりませんでしたので、だめ押しでもう1回、今回、質問をさせていただきます。文科省の集計ミスではっきりした結果が出ていまして今回、既にもう報道などで聞くところによりますと、本町の子供たちは、頑張っってよい結果を出しているようですが、議会の場でも明らかにしていきたいと思っておりますので、結果と今後の改善点などについて質問をいたします。

2番目として、アクティブラーニングについてということで、今、教育界で関心が持たれているアクティブラーニングについての考え方について、今後の本町の子供たちにとってどのような影響を及ぼすのか質問いたします。重ねて勝本教育長の今後の教育方針についても質問をいたします。

3番目、本町の奨学金制度について。昨今、大学進学率の向上とともに、奨学金の対応が増えております。この奨学金、返済の必要なものと返済の必要のないものとの2種類に分類をされます。我が国では奨学金とひとくくりにされますが、返済の必要のないものはほとんどなくて、ほとんどは大半は返済が必要なものです。しかしながら、奨学

金のほとんどが借り入れた金額に利息までつけて返済しなければなりません。まるで奨学金という学生ローンであります。この奨学金制度が今、社会問題化しています。学生から社会人になった時点で、奨学金のローンを抱えてスタート時点で多額の債務を抱えており、毎月の返済に追われて、ひいてはそれが負担になり、結婚もできないとかさまざまな格差社会そのものになっていきます。そのような中、本町の奨学金は、利息がつかず良心的な制度であると言えます。そこで本町の奨学金制度が今後拡充することはないのか質問をいたします。

大きな2番目として、福祉問題について質問させていただきます。2015年4月の介護保険法改正により、特別養護老人ホームの入所が原則、要介護3以上でないと入所できないようになりました。これにより報道によりますと、特養待機者が38都道府県で33万5,000人から42%減ったということであります。本県では46%が減っております。5,284人から2,846人の計算になります。介護度の改善による待機者の減少であるならば好ましいことではありますが、単なる制度の改正によることで、待機者の減少がしたのであるならば、消えた待機者はどのようなになったのか様々考えられます。そこで本町の現状はどうか。待機者への処置はどのように考えているのか。現状と今後の改善点について質問をいたします。関連して、本町の地域包括支援システムが現在どこまで進捗しているのか質問をいたします。以上、よろしく申し上げます。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、西岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。1番目のご質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からは、2番目のこの本町の福祉問題ということのご質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

この特別養護老人ホームの入所待機者に係る本町の現状につきましては、長崎県が取りまとめを行っております特別養護老人ホームの入所待機者調査を基に説明をさせていただきたいと思っております。報道にもありましたように、長崎県全体での入所待機者平成25年の5,284名をピークに年々減少をしております。平成28年4月現在、要介護3以上の入所待機者は、2,846名で46%の減となっております。議員お尋ねの本町の入所待機者状況でございます。平成28年4月現在、要介護3以上の入所待機者は99人となっております。年次で比較しますと平成25年が89人、平成26年が132人、平成27年が115人となっており、平成26年をピークに減少をしている状況でございます。減少の理由といたしましては、平成26年度に地域密着型介護老人福祉施設の新設、そしてまた、民間による有料老人ホームの施設の新設、制度改正によりますところの短期入所サービスなど他のサービス利用への振替、こういったものが考えられております。また、今後の改善点についてでございますけれども、団塊の世代

の高齢化に伴い、今後、入所待機者の増加が予想されるところでございます。そこで特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図るための施策としまして、特別養護老人ホームの施設整備を図ることが必要であります。しかし、整備により介護保険財政を圧迫し、保険料の急激な上昇につながらないよう介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホームなどの居宅・特定施設などを総合的に活用していくことが必要となっております。入所待機者の状況を踏まえながら県に要望していくと同時に、特別養護老人ホーム以外の受け皿といたしまして、在宅で介護や医療を行う環境の整備、こういったものを図っていく必要があると思っております。なお平成28年4月現在、特別養護老人ホームの入所待機者といたしまして、要介護2以下の人が長崎県全体で452人いらっしゃいますけれども、長与町では3人となっております。要介護2以下の待機者の方におかれましても、認知症の度合いや家庭環境などによりまして、優先して入所する必要があるという方につきましては、町の意見書をつけることで特例的に入所が可能という状況になっているところであります。町といたしましても施設との連携を図っておりますけれども、ケアマネージャーとの調整、サービスの調整、こういった対応が必要であります。介護保険課や地域包括支援センターにご相談をしていただきたいとこのようにも思っております。

次に、地域包括支援システムの進捗状況でございます。住みなれた地域で、高齢者が医療・介護・予防・住まい・配食などの生活支援を一体的に受け入れる仕組みづくり、いわゆる地域包括ケアシステムの構築が、喫緊な課題であるのは今、ご指摘のとおりでございます。庁内の連携はもとより庁外における様々な団体との協働により仕組みづくりに今現在のところ取り組んでいるところでございます。28年度の取り組みといたしましては、6月に町長を本部長といたしまして、長与町地域包括ケア推進本部を立ち上げました。資源の把握のため全庁的な調査を実施をした後、ワーキンググループを設置し、協議を重ねているところであります。まずは高齢者向けリーフレットの作成に取り組んでまいりました。10月からは、近隣市町に先駆け、新しい介護予防・日常生活支援事業を実施をいたしております。また、庁外での取り組みといたしまして、介護専門職の意識の高揚を図るためにケア連絡会を通じた学習会などを実施をしております。

地域包括ケアシステムの構築におきまして、在宅で介護や医療を行う環境の整備には、在宅医療と介護サービスの一体的な提供は重要な課題と考えております。昨年からは医療・介護の専門職種の方々によるワーキンググループで、在宅医療・介護連携の協議を重ねてまいっております。現在、医療・介護の専門職種や介護サービス施設などの実務者レベルによりまして、長与町在宅医療介護連携推進協議会の設立に向けてまして、この準備を取り進めているところであります。在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて取り組んでおりまして、これらの施設を推進することによりまして、地域包括ケアシステムの構築に向け、一步一步確実に前進していくものと考えております。まだまだ課題も多く手探りではありますが、今後とも引き続き、長与町に住

んでよかったと言われるようなまちづくりを目指し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、西岡議員のご質問にお答えいたします。

1番目1点目の全国学力調査の結果の今後の教育方針についてお答えします。今年の全国学力学習状況調査は、去る4月19日に実施されました。9月末に届いた結果によりますと、長与町の平均正答率は、実施された小学校、国語・算数の4調査問題、中学校、国語・数学の4調査問題、合わせて8調査問題すべてにおいて、小・中学校とも、長崎県の平均正答率はもとより、全国の平均正答率を上回っていました。調査結果は学力の特定の一部ではありますが、昨年度と同様の結果を残すことができました。

調査結果について、もう少し詳しくご説明いたします。調査問題は、A問題、B問題がございます。A問題は、主として知識に関する問題、基礎基本の問題であります。B問題は、主として活用に関する問題、いわゆる応用の問題となっております。それでは、長与町と全国の平均正答率の差を申し上げます。まず小学校ですが国語Aでは2.6ポイント、国語Bでは6.1ポイント、算数Aは5.2ポイント、算数Bでは5.1ポイントそれぞれ上回っていました。次に中学校ですが、国語Aでは6.1ポイント、国語Bでは7.5ポイント、数学Aでは7.2ポイント、数学Bでは5.8ポイント全国平均を上回っていました。これらを例年のように各都道府県の平均正答率と比較した場合、小学校の算数Aは全国トップ県より上位に、国語Bと算数Bが2番目に、国語Aは9番目に位置していました。中学校では、国語A・Bと数学Aが全国トップ県を上回っており、数学Bが全国2番目という位置にありました。この町の平均正答率と都道府県の平均正答率を比較することは数学的にはあまり意味がありませんが、毎年、経年比較として報告しておりますので、参考までに申し上げたところです。こうした調査結果だけでなく、これまでの結果の1つとしていた無回答率が減少するなど、総合的に考えても、本町の小・中学生は今年もよく頑張っていたと評価しているところです。今後とも、これまで継続してきた授業改善・充実にさらに努めるとともに、家庭学習や読書などの基本的な学習の定着を図り、学力向上に努めていきたいと考えております。

1番目2点目についてお答えします。アクティブラーニングは、一方的な講義形式の教育ではなく、課題の発見・解決に向けて、主体的に協働的に学ぶ学習と意味づけられています。この指導理念は、現行の小・中学校指導要領の中でも多く取り上げられており、新たに位置づけられた全く新しい考えであるとは受け止めておりません。現在も各小・中学校の授業において、言語活動を充実させた授業や体験的な学習などを生かした問題解決的な学習が推進される中で、アクティブラーニングと同じ方向性で教育活動が展開されています。今後も単に授業改善の視点だけではなく、教育課程全体を改善し、

学校の指導力向上に資する課題として認識し、子供を学習の主体者として育てていくための研究を進めてまいります。併せて、今後の教育方針についてですが、私は多くの先達が営々と築き上げられてきた教育と文化のまち、ながよをさらに充実・発展させるべく全力で取り組んでいきたいと考えております。そのために、特に長与町教育方針にもあります次の2点に力を注ぎたいと思っております。1つは、学校・家庭及び地域住民が互いに手を携え、町民挙げて子供たちを健やかに育むとともに、生涯にわたって学び続けることのできる長与町の実現。もう1つは、教育に携わる教育者の資質の向上であります。以上2点に力を入れ、学校・家庭・地域の皆様のお力をお借りしながら、たくましく豊かな心を持つ青少年の育成、2つ目としまして、歴史・文化を守り育て、芸術と生きがいを育む地域づくり、3つ目といたしまして、互いを尊重し合う社会づくりを目指し、教育と文化のまち、ながよの実現に取り組んでいく所存でございます。

1番目3点目のご質問にお答えいたします。長与町奨学金につきましては、教育の機会均等を図るため、経済的理由などにより大学、短期大学、高等専門学校、高等学校に進学・就学が困難な方に対して奨学金を無利子で貸与する制度でございます。教育委員会としまして、社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的といたしまして、長与町奨学資金貸付規則に基づき、対象の方々に月額1万5,000円から3万5,000円の範囲で貸し付けを行っており、返済期間につきましては、10年以内の期間に年払い、半年払い、その他の方法により返還していただいております。ご指摘の今後の制度を拡充するかどうかにつきましては、国の動向を初め、今後の社会情勢を踏まえながら研究を重ねていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

じゃあ続けて再質をさせていただきます。ずっとこれもう10年ぐらい前から毎回させていただいております。これは私の反省に基づくものでありまして、もうちょっと勉強しとけばよかったなと思うものですから、今の子供たちにもっと勉強してもらおうと思って、自らの反省を込めて毎年質問させてもらっております。ご認識をいただきたいと思えます。

今の当初の答弁の中で、新聞ではもう確認をさせていただいたので、報道機関等で、かなりまた今年もよかったのではないかなというのは、教育委員会また現場の先生方、ご父兄の方々のご努力でわかってはいたのですけども。その中で、今、教育長が言われた中で現象として、無回答率というのが減少したと今おっしゃられましたので、ということは現場の指導がよかったのかと。よかったと言うのは、ちょっと一概的に言いづらいところがあるのですけども、その減少について、どういう指導をされたのかというのをまずお聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

実は、全国学力学習状況調査は、やっぱり経年の比較ができるように課題となる問題は、繰り返し出題されたりしているところです。具体的に申しますと小学校の国語をちょっと例にとりますと、ローマ字の表記というのが、従前は普通に書く「くすり」であるとか「たべもの」というのを書かせる問題で、よくない時は21%ぐらいの無回答率がありました。それが今年度の調査での無回答率は10.5%まで下がっています。併せて、「はっば」とか「あさって」とかいうつづまる音がローマ字を2つ重ねて書くというような問題は、従前では35%以上の無回答率があったのが、今回9.4%まで減っています。ということで、学校現場において子供の課題とか、つまずきになるようなことに対しての指導が少しずつ定着して、繰り返しの指導の中で子供たちの身につけてきたことが、この無回答率の減少につながっているのではないかなというふうに考えています。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

今おっしゃった同じ字を続けるですね、パソコンなんかでも多分そういうのの改善になっているのではないかなと今、お聞きして感じました。それとアッパーとロウアーの差が減少しているということも言われてました。ここが要するに、上が下がったのではなくて、下が上がったんだろうというふうに思います。これについては様々、現場のご努力があったのではないかなと思うのですが、今後これをもっと下を上げていく、要するに平均的な学力に達していない子供さんたちをもっと上げていくためには、今後どのように現場の方でやっていけばいいのかというお考えがあれば教えていただきたいと、思います。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

私が今就任して2カ月なんですけど、各学校回ってみて思うことは、やはり配慮を要する子とか支援を要する子が増えているのですよ。今、議員さんがおっしゃったように、若干、ちょっとこう理解に苦しんでいる子と。その子供たちを少しでも上げるためには、やはり今、長与町は県内21市町の中でも1番支援員を確保してくれてるんですよ。町が協力してくれています。このおかげでかなり救われてる部分があります。だからこれからもやはり町当局に協力してもらいながら支援員を手厚くすることが、やはりもっと長与町の教育を伸ばすことには必要ではないかと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

いいことを言ってくださいまして、新聞の記事の中でもあったんですね。いつだったかな、全国学力テストの発表があった中で、要するに、もう10年になるので今からその方向転換も文科省はせんばやろうということで、その中で今おっしゃったことで、支援員を確保するというと、今度予算案に盛り込んだということが載ってました。県でも何かそういう形があるらしくて、隣の時津町でも教育長が学力の底上げをするために、教育支援員をしてくれと県の方に言ってる記事もあったんですよ。もちろん本町も、今のところ県内で1番いいと思うので支援員が必要ないかということということじゃなくて、支援員は今言われたようにロウアーの子を上げるために絶対必要なんですね。そのためにももちろん県にも要望していただきたいし、今教育長が言うには町の方でもかなり手厚くしてくださっているということなんですけども、今後ともそこらへんをもっと手厚くしていただくと。要するに上の子は、親の所得が高いので塾でも何でも行けるんですよ。もうこれは教育とはお金がかかることなので。そういう子はあんまり心配しなくてもいいんですけど。貧困家庭がいらっしゃって、そういうところはやっぱり食べる生活するのに一生懸命なので、子供の教育にお金がかげづらいところがあるんですよ。そこを学校がどうやってそういう子たちを支援していくかというのがやっぱり必要だというふうに思います。今後ともその支援の方、町の方は続けていかれるのか。まず、町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員がおっしゃるように、できる子は黙っててもできるんですよ。1番大事なのがそういったいろんな問題を抱えている子供さん方をどう支援していくかと。この前、ほっとミーティングでお母様方と話した機会があったんですけども、やっぱりそういった話が出ました。私も1番大事なのがその部分ではないかなと思うんですよ。強い子は頭のいい子はどんどん自分でできるけども、やっぱり残念ながらそうできない子供さんもおられるわけで、親御さんも大変それが心配なんですよ。そのあたりがいかにフォローできるかというのが大きな問題だと思ってますし、町としてもそういう形の認識で教育委員会、先生方ともやっていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

今、そういうお言葉をいただいたので、今後とも支援をしていって、いい子供たちを教育の格差がないようにしていただければというふうに思います。

その次に、ICTですね。今、長与中学校ですか、県の支援で電子黒板を入れてるんですよ。そのときは長与中学校の方が時津より進んでたんですけど、今、時津はボー

トですね、場外券売り場があそこにありますね。あれの配当金が時津は年間数千万ぐらいあるんですよ。それを何分の1かをちゃんと教育に回そうということで、あがりと言うのですか、配当金と言うのですかで電子黒板とか、確か全校にもう入れてるのだと思います。本町は多分まだ入ってないです。このままでは、また、今まで時津よりよかった教育力が時津に逆転されるのではないかなと。ずっと向こうは永続的にお金がくるんです。なにか聞くところによりますと年間40億ぐらいかけ金があるらしくて、その何%か知りませんが、ちょっと忘れちゃった。もうずっとそのうちの何割かずっと教育に突っ込むという非常にいい制度で、本町も欲しいなと思うのですが、もう無理でしょうから。それは無理なんでしょうけど、そういう形で潤沢にある資金を教育現場にずっと入れてるんですよ。そうかと言って本町は未だないので、長与中学校だけだと多分思います。今度そういうICTをしている長与中学校が、他のところはないんですけど、そのへんについて、今度、機器の遅れがすべて教育の遅れではないんですけど、どういうふうにしていかれるのか。ちょっと今、苦笑いされてたのでわかるかなと思いますけども、そのへんについてちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

よくご存じで。時津はボートの売上金の何%かということで、ちょうど前勤務した学校がそのボート場があったものですから、売り場が。毎年、その地区に何千万か入るという約束で、青少年の健全育成に利用しようということで、その収益を貯めてた分で、昨年、時津は電子黒板を全学級に入れました。今、長与町では電子黒板は、長与中学校は県の指定を21年、22年受けたということで、長与中には全部入ってます。ただし、他の学校は1台ないし2台ぐらいなんです。どうしてもばらつきがあるんですよ。長与中の場合はプラス25年から県の指定を受けたものですから、タブレット式の小さなパソコンとか、そういうのが100台あったりとか、どうしても長与中だけは県のモデル事業をしてるものですから、先を行ってるんですよ。ただ、どうしても他の学校は、そこまでは行ってない。ただ、今、私たちもやはり入れればいいというものではないですから。ちょうど電子黒板も21年に入れた分においては、もう切替時期なんですよ。結構、消耗、老朽化してるものですから動きが悪いとかそういうところが出てきて、今ちょうど来年度、中学校はパソコン室のPCの入替時期なんですよ。そこあたりをやはり簡単にぱっとは切り替えるものじゃなく、タブレットあたりも必要だなと。去年、議会の承認を得ながらわずかですが、小・中学校にタブレットも入れています。ただ、その4、5台ぐらいでは、グループ学習の学年に限定されて利用できる。そのへんを今、ちょうど来年度の予算の確保もありますので、これからのICT教育推進のグランドデザインという格好で、町内のICT担当者とか町教委の担当とか、それと長与中にはICT支援員という県から特別にいただいております。その人あたりを加わってグランドデザ



インあたりを作ってます。そして計画を立ててますので、そのへんを生かしながら今後、有効に機器を入れながら、子供たちのもっともっとご存じのとおり子供たちの教育を推進していきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

タブレットは必要だと思います。我々も議会改革で議運の委員長が中心になって、タブレット入れてもう入ってますけども、やはりスピード感とかいうのが全然違うので、今から必要になってくるのだと思います。その辺の財政支援もしっかりお願いしながら次に移っていきたいと思います。

教育者の資質の向上ということで、総合計画の中にも盛り込まれております46ページのところに、教職員の資質向上ということで、9次の総合計画にも入っております。同じことというか、重要視されてるんだろうというふうに思います。その中で、今後、今ちょっと言われましたけど、タブレットのことICTのことに関して言われましたけども、教職員の資質向上については、どういうふうなことを図っていかれるのか、すぐどうのというのは言いづらい部分もあるかもしれませんが、思い描いてることがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

先ほどのICTのことを言いましたが、結局ICTもやはり使える人が増えないことには意味がないんですね。結局、ICTを入れても頻度がよく利用される品物、あんまり利用されてない、無駄金になっているという部分もありますので、その辺を研修するために今回は1月に教育委員、町内のIC担当者等を交えながら熊本に山江村という九州では1番進んでると思います。もうタブレットあたりを家庭に持って行って、宿題あたりもしてきて、それを持って帰ってそれを先生たちはぱっと見れて採点もできるかですね。もうそういうちょっとよその先進地区でやってるようなことをしてるところがありますので、そこを見に行って、そこあたりから実情あたりも聞いてこようかと。それの他にもやはり県内の教職員は、大村の教育センターで研修する機会がありますが、今、長与は18年度から指導主事を配置していただいて、よそよりも早く配置していただいて、徐々に徐々に充実してきたものですから、町内でも極力先生方の町独自の研修会を持つようにしています。例えば、今年あたりはICTの活用の研修会をやったとか、それと道徳とか特別支援教育のコーディネーターの研修会とか、これから外国語がどうしても大事になってきますので、外国語の研修会とか、町内独自でやって、先生方のレベルアップ、結局学び続ける教師を目指してそういう取り組みをしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

ずっと、研修は続けていっていただきたいというふうに思います。

次にアクティブラーニングのことなんですけども、文科省も次の学力テストあたりでもこれが反映されるようにという形で、以前、同僚議員も質問も確かしたと思います。今後、この手法というのがかなり重要視されてくるのではないかなと思いますけども、これについてはどういうふうに今後、進めていかれるかお尋ねしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

アクティブラーニングと横文字で書くとついついこう難しそうに思うのですが、普段やってることなんですよ。というのが、普段でも班で、例えば班で話し合いをしたりそういうのも1つのアクティブラーニングなんですね。討論的なものもそうだと思います。リベart的なものもそうです。だから、今やってることを充実することによって、正しい自分の考えを持って、主体的に持って、そこあたりの動きをきちんとやっていけば、今の長与町の教育でやっていきさえすれば、かなりそれなりの効果は出るのではないだろうか。特に間もなく出る次の新学習指導要領では、アクティブラーニングあたりは、特に1番目に出てるのですが、今の流れで行きさえすれば、長与はどうか行くと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

わかりました。横文字でいえば何かかっこいいように感じるんですけども、実際は、今やっておられるということの繰り返しというか、そういう形だと思います。それと、時間があんまりなくなってきましたね。教育長の今後の形もお聞きしましたので、今までを踏襲してから行かれるということだったので、さらにそれは期待しようというふうに思います。

奨学金に移っていきたいと思います。この奨学金というのは、今、先ほど当初の質問の中で言っていたように、今の学校を出た人たちが、日本の国でも今改めようとしてるんですね。もう既にその時点で、学校卒業して働いた時点で、もう出遅れてしまうんですよ。何万も月に払わなければならないと。親が財力があればいくらか加勢はしてくれるんですけど、親が財力ない場合は全部借りた本人が払っていかなければならない。しかも奨学金と名前はいいんですけど、有利子負債のものなんですね。かなり社会問題化してきて、当初質問したように毎月の支払いが5万とか6万とかあるので、結婚適齢期になっても結婚ができないとかかなり厳しいという話を聞いてます。国もそれは改めよう

という形で、無償とか無利子とかを今度拡充するというふうにお話を聞いているのですが、本町は先んじて無利子の奨学金があるんですね。これは非常に私は、県内に先んじていいことだなというふうに思います。先日もある今度子供が進学するというお母様から質問されたんですよ。西岡さん長与町は無利子の奨学金があるんでしょうと言ってから、ありますよと。ああもう助かりますと言われて。せっかくいい教育をして子供が上に上にとステップアップするときに、資金の面でやっぱり大学行けば中高と違ってお金がいるんですね。そういうときに本当に利息がないような奨学金を町が準備してやる。まさに長与町に住んでよかった。住み続けたいという町長がいつも標榜されてるこのことにあたると思います。ぜひこれはもう教育委員会に拡充してくださいというよりも、そのつもりでも町の方の財政の問題があるので、まず町長、財政の問題がありますけども、拡充の方向性をとって行ってくださるのかなというふうに思います。どうですか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、おっしゃられたように奨学金制度というのは、いろいろ今、問題になってます。特にアメリカあたりは学生ローンは高くていろんな問題になってきております。そういったものは、OECDなんかでも非常に取り上げてやってるところだというふうに私も思っております。町としましてもこう言った制度があります。これについては、また、いろいろ精査をしながら時代に即応した形でいろんなことをあるだろうと思いますし、その都度その都度ですね、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

前向きに検討していただけるという期待をもって、以前も確か申し上げたのですが、今、検討という言葉は、議会改革で、2カ月か3カ月後にもう1回どうなのかと聞ける制度になっておりますので、答えがはっきりあったら、また再度お聞きしたいというふうに思います。ありがとうございます。

次にちょっと時間も少なくなってきましたので、2番目の福祉問題に移りたいと思います。先ほどの調査の中で、本町は99人ですかね。介護3以上の方が待機になってるというふうにお話を聞きました。この中で、急を要するとかいう部分はあるのかなというふうに思って、誰でも急を要してると思うのですが、すぐにでも入れてあげたいと。だいたい答弁の中であったように26年ですかね、新設をされたということで、少し減ってきてるなというふうに思いますけども、以前は、確かに介護3が入所条件に設定される前は、町もそれなりにいたということを知っています。介護3になって多分99人だったんだと思うんですけども、他の人たちというか、入りたいのに入れないという人たちがいると思うんです。そういう方々に対してはどのような施策を

されているのかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

質問のお答えをいたしたいと思います。特別養護老人ホームについては、入所希望者の方が施設に直接申し込むような形になっておりますので、所管については、県の方で取りまとめを行ってのが実情でございます。そういった理由から、町にご相談があった場合については、町の方で、急を要するとかという部分については把握ができませんけれども、ご相談があった場合については、包括支援センターというのがこちらもございますので、そういった部分で、他の事業所等やケアマネージャーさんもいらっしゃいますので、そういった方々と個人さんと協議をしまして、他のサービスとかそういった部分がないかということで、できるだけ軽減につながるようこちらの方とは対処いたしております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

在宅も含めてという形かなというふうに思います。そういう時に入所できないで在宅にいる人たちには、どのような支援をしているのかなと思いますけど、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

在宅で今まで介護3以上が適用ということでこれからなってるんですけども、介護1、2の方で重度在宅で可能な方については、例えばショートステイとか、そういったサービスというのが、既存のサービス、介護保険のサービスでございますので、そういった部分の利用とか、あとは生活支援としてのホームヘルプサービスとか、そういった部分の既存のサービスがございますので、そういった部分のサービスを相談しながらご本人さんの軽減につながるように行っていきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

今ショートサービスというのは、ショートステイと理解していいんですかね。ショートステイは、小規模多機能あたりが多分できると思うのですが、町内の小規模多機能型施設は、それは十分に足りているんですか。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

26年度に施設が1件できたわけなんですけれども、現状では不足するといった利用者からの苦情というのはありませんので、現時点ではサービスが過剰にはなっていないというふうに感じております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

26年にできたというのは特養のことであって、小規模多機能ではない。小規模多機能はそれ以前からあったのではないですかね。ちょっとそこ確認をさせてください。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

ショートステイについての事業所については、現在4カ所ございますけれども、26年度の新規の1件というのは、その分も含まれて、全体でショートステイについては4件対応ができるということになります。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

ちょっと質問と答えが違っているようですけども、それ以前から確か小規模多機能型施設というのはあったと思います。今おっしゃったように特養の中に1つまたできたという形で4件というふうに認識したいと思います。認知症の方々を、認知症とかホームとか、介護施設に入れない人たちを家で介護してますね。その人たちがかなり疲れてくるんですね。24時間、特に認知の人たちはいつ出て行くかとわからないものですから、24時間介護とか、見張るとい言葉はおかしいんですけど、一緒に寄り添っていなければいけない部分があります。私の知り合いの人も兄弟でリタイアした人だったからずっと交代交代で、今日は私、明日はあんた、明後日は姉ちゃんという感じで、ずっと見ていたんですよ。そういう人たちが、介護疲れも出てくるんですね。本町の場合は、そういう人たちに対する認知症カフェとよく聞きますよね。そういう人たちを集めて、指導をしたりとか悩みを聞いてあげたりとかそういうふうな場所はあるんですかね。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

認知症カフェというのは、現在ございません。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

ぜひ、そこも今後考えていただきたいと思います。特に地域包括支援システムが本式で動き出したときに、国は在宅でしろ在宅でしろと言ってるのですよ。また、そういう人たちを見る場合は、本当に大変なんです。だからお悩みをお互いに言うことによって悩みというのは、半減したり減ったりするので、そういう場所もつくってあげればというふうに思いますので、今後、検討していただきたいというふうに町長も含めて、そういう場をしていただければというふうに思います。

それと私の考えなんですけど、認知症の方々が特養に入るというのも、もちろん費用の面とかなんとかで大事と思うんですけど。例えば、グループホームですね、認知症対応型のグループホームは、確か長崎県は他県より多過ぎて、許可が下りないとは聞いたんですけど、ちょっと調べたところによれば自治体が許可すればいいということも少しわかったんですね。例えば、無理やり特養を作らないでもグループホームを今しているユニット数を増やすとか、横にまた作るとかしていけば、多額の費用をつぎ込まなくてもいいんだらうというふうに思います。そこを今後ちょっとつくっていかれるふうに考えたらいかかなと思いますけども、どうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

現在、グループホーム、認知症のグループホームなんですけれども6カ所ございます。こちらの特別養護老人ホームについては、県の許可になるんですけども、実際問題として、地区によっては空いてるところも実際問題としてございます。そういった兼ね合いもありまして、来年度、第7期の計画がございますけれども、そちらの方でニーズ調査等を行いますので、そういった部分で、再度、設立するかどうかの協議は詰めていきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

私は特養を作れと言ってるのではないのですよ。特養はお金がかかるし、自治体も負担が大きいから特養に入れる条件が介護3、これは認知なんです。認知を入れるのは、グループホームが主流なので、グループホームの数を増やしたほうがいいんじゃないですかと。その許認可を町ができるならそっちをしたほうがいいんじゃないですかというふうに今、申し上げてるんですね。今後、そっちの方向性で町の方が動いていったらいかかなと。初期投資も少なくて済みますし、ましてや認知症の方はもうほとんど特養に入れば介護3、認知なんです。グループホームをユニット数を増やしてやれば解消するのですよ。特養をつければそこに何億かの補助金がポーンと行く訳ですよ。それよりもグループホームを増やしていった方が、町は負担が少なくて回っていくんじゃない

いかなど。同じ対象者ですから、そっちの方がいいのではないかなというふうに思うのですけど。それについて方向性をどうですかと今お尋ねしたんです。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

先ほどの特養を出した理由については、こちらが実際問題空きもございますということで、例を申し上げた部分でございます。グループホームの設立については、先ほども申しましたけども、第7期の計画策定時においてニーズ調査を行いますので、その分の結果を踏まえて十分検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

わかりました。ちょっと私の勘違いというか、趣旨はそういうことだったのですね。ただ、ここで特養を作るのはどうかなんですけど、よくご相談をいただくのは、「西岡さん、特別養護老人ホームはどこか空いてないね」と言われるのですよ。そしたら調べます。やっぱり僕らも議員だから。調べたら利便性の悪いところというんですか。バスで行くにも遠いと自家用車で行くにも遠いと、山の中にはありますよと。そういうところは空いてるのが多いんですよ。今はどうか知りません。そういうところは空いてるんです。「ここございますよ、ここございます、調べてきましたよ」と言っても、「いや遠かもんね、ちょっと行くのに遠かとき。」じゃあ「やっぱり近いところ。長与とか市内の特養はよかときね。」こっちはそういう入りたいと思うから調べるのですけども、ちょっと行き違いがありまして、よその特養は確かに空いてるのですけども、なかなかそのマッチングしないという部分があるんですね。そういうところよりも近くていい認知症が入れるグループホームを増やした方がどうですかというのが私の論法です。

時間もあんまりないので、地域包括を言ってますので、次に移りたいと思います。現状、この地域包括支援システムというのは、ちゃんとした形がなくて、その土地土地で作上げていかなければならないんだらうというふうに思います。その中で、1番大事なのが医師会との連携なんです。医師会がどういうふうはこのシステムを理解して、どういうふうな思いを描いているのか、形をですね、そのへんについては医師会とはお話をしたことはありますか。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

医師会の方、西彼杵医師会になりますけれども、地域包括ケアシステムが打ち出された昨年の方から自主グループということで、西彼杵医師会の医師が2名、それと看護師等、ケアマネージャー等が参加したグループワークというのもやっております。そちら

の方の協議が調いまして、長与町在宅医療介護連携推進協議会というのを立ち上げるわけなんですけども、そういった最初の設立前から西彼杵医師会の方々に賛同していただいておりますので、こちらのほうは十分連携がこれからもとれるかと思っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

今おっしゃったのは、ケア会議ですね。ケア会議をなさいと国の方で言っているのですよね。そういうケア会議という形でとらえていいんですか。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

ケア会議については、また別次元の計画協議というふうになるのですけども、これについては、あくまでも地域包括ケアシステムの根本をなす在宅医療介護連携ということになりますので、それとまたケア会議というのは別会議になります。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

多分、そうだというふうに私も認識しておりましたので、今、医師会がそういうふうな方向性であるならば、早めにケア会議されたのですかね。されてるんですか。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

議員がおっしゃっている分については、ケアシステムの分の全体でのケア会議ということになるかと思うのですけれども、ケア会議自体については、担当者レベルというか、町自体で開催を年1回程度しておりますけれども、全体については、今のところこの在宅医療介護連携が先に進まないという題材的に町の方針的なものも含まれますので、その部分がある程度結論が出た段階で、全体のケア会議というのは開催したいと考えております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

今の進捗状況がわかりました。このケア会議というのは非常に重要になります。それと医師会の援助というか、医師会も一緒になっていかないと点数とかそういう部分も入るんですね。だからこれを重要視して、長与独自の地域包括ケアシステム進めていっていただきたいというふうに思いますので、もう時間はあんまりないと思います。もう進めていかないと。それを頭に置いて進めていっていただきたいというふうに思います。



以上で質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時39分～13時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順8、饗庭敦子議員の①子育て支援の充実についての質問を許します。5番、饗庭敦子議員。

○5番（饗庭敦子議員）

皆さんこんにちは。本日3番目になります。私は議員になって6年目となります。この6年間の間に、町議会に対する町民の意識調査が2回行われました。最近では10月に行って、今集計分析中でございます。これで町民の皆様いろいろなご意見を頂いております。その中で、本会議、委員会傍聴というのが1%増というふうに出ておりました。この1%をどうとるかというのはそれぞれの捉え方だというふうに思いますが、前向きな私としてはこの1%伸びたんだなというところで、町民の皆さんにも関心を持っていただいているなというふうに思います。たくさん、本当にご意見を頂いて、その中からこの議会として、町民とともに歩む議会として、いろんな形で真摯に受けとめ、進めていきたいというふうに思っております。

では、一般質問の方に入りたいと思います。子育て支援の充実について。11月は児童虐待防止推進月間でした。児童虐待防止推進月間の取組の1つとして、厚生労働省が主催し、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解を一層深め、主体的なかかわりを持てるように意識啓発を図ることを目的とした標語の全国公募が行われていました。今年は「さしのべて あなたのその手 いちはやく」に決定されました。私達は子ども達のSOSを本当に見逃してはいませんか。SOSを発した子どもを救いきれない社会、孤立の中での妊娠や育児、児童虐待に共通する課題がたくさんあると思っております。今や6人に1人の子どもが貧困の下で暮らしており、さらに深刻なことに育児放棄も含む児童虐待の対応数は平成26年度8万8,931件、これまでで最多の数であり、対前年比120.5%となっております。子育て支援は、安心して子どもを産み育てられ、子どもたちの未来への責任を果たすことが重要であり、制度のより一層の充実・強化が強く望まれています。また子育て世代包括支援センターにつきましては、「少子化社会対策大綱」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、おおむね平成32年度末まで、地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指すこととされております。そこで、長与町がどのように取り組んでいるか質問いたします。1、児童虐待の現実と課題は何かをお伺いいたします。2、子どもの事故、自殺の現状と課題は何かをお伺いします。3、子どもの貧困対策の現状と課題は何かをお伺いします。4、ひとり親家庭への支援の現状と課題をお伺いします。5、子育て世代包括支援センターにつきまして、長与町の考えをお伺いします。6、社会全体の子育てにつきまして、長与町

の考えをお伺いします。7、子育ての理想と現実の間に立ちほだかっているものについて長与町の考えを伺います。以上、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは今日3番目のご質問者であります饗庭議員のご質問にお答えをさせていただきます。1点目のご質問の、児童虐待の現状と課題についてのご質問でございます。平成27年度の児童虐待相談対応件数、これは全国で10万3,260件、対前年度比で116.1%でございます。長崎県では495件、前年度比164%、当町では21件、前年度比161.5%と前年度と比較していずれも高くなっているというような状況でございます。年齢別にみますと3歳未満が8件、3歳から就学前の子どもが3件、小学生が6件、中学生が3件、高校生が1件と低年齢化が進んでおりまして、複雑化・深刻化している状況にあります。課題といたしましては、核家族化や地域とのつながりが希薄化したことなどに伴う子育ての孤立化が考えられます。虐待の背景には、親のストレスが深く関係をしておりまして、親のストレスのはけ口が子どもに向かっているとされておりまして、更に虐待をしてしまう親は、虐待を受けた過去を持っていることも多く、親自身のフォローの必要もあります。また、ストレスを抱えているのは、共働き世帯だけではなく、専業主婦世帯にも多く見られることから、虐待はいつでも、どこでも、誰にでも、起こりうる可能性があることをふまえて、未然に防止するという意識を持ち、孤立化した子育てとにならないよう配慮しながら、養育者に寄り添った支援に努めたいと考えております。

次に2点目の子どもの事故・自殺の現状と課題というご質問でございます。厚労省の人口動態統計によりますと、未成年の死亡原因の上位を不慮の事故が占めております。5歳未満では不慮の窒息が最も多く、交通事故、溺水、転倒・転落と続いておりまして、自分で歩けるようになり、何にでも興味を持ち、活発に動き始めるという発育・発達の特徴と大きく関係をしておるところであります。5歳から14歳以下では交通事故に続きまして溺水となっており、これも遊びの活動範囲が広がり、友達と川に近づいたり海に入ったりすることと大きく関係していると思われまます。また15歳から19歳以下では、不慮の事故に続いて、自殺が第2位となっているようでございます。課題につきましては、乳幼児期の事故については、検診や相談事業の中で事故防止と応急手当に関する説明並びにリーフレットの配布等行っておりまして、件数的には随分と減少しているようでございますが、子どもの発達に合わせた注意喚起がさらに必要であると捉えております。

次に3点目の子どもの貧困対策の現状と課題についてのご質問でございます。子どもの貧困対策につきましては、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援の4本柱で推進をしているところであります。具体的には、子育てに伴う経済的負担を軽減

するため、保育園・幼稚園等の第2子以降の保育料の負担軽減並びに生活保護世帯を対象とした実費徴収に係る補足給付を行っているところでございます。また、貧困の連鎖を断ち切るための施策といたしまして、生活保護世帯を対象とした学習支援事業もスタートいたしました。他にも妊産婦や乳児を対象とした栄養食品支給事業や育児用品の無料レンタル事業など低所得世帯を対象とした事業を展開しているところであります。課題といたしましては、全ての貧困世帯に必要な支援が届いているのかどうかということでございます。保育園・幼稚園、学校、福祉事務所、児相、民生委員児童委員、医療機関など、子どもに関わる機関が繋がり、困っている世帯を見逃さないよう支援のネットワークを強固なものにすることが大切であると捉えておりますが、一方で、具体的な貧困家庭の定義が明確化されていないことから、貧困家庭であるかどうかの判断、これが非常に難しいということが今のところ最大の課題でございます。

次に4点目のご質問でございます。子どもの貧困対策の中でも、特にひとり親家庭につきましては、支援が必要な家庭が多いとの統計から国におきましても「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」が策定され、自立に向けた就業支援を基本としつつ、経済的支援や就労支援など総合的な支援の充実が進められておるところでございます。経済的支援では、児童扶養手当の額改定並びに第2子以降の加算額が増額されました。年収おおよそ360万円未満の世帯につきましては、保育料を第1子半額、第2子以降は無償化といたしました。また、福祉資金貸付金におきましては、保証人がいない場合、返済能力があるかどうか判断をしたうえで、有利子とはなりますけれども貸付が可能となったところであります。就労支援では、就職に有利な資格取得を目指すための新しい貸付金制度が始まり、取得した資格を活かして就職し、県内で5年間継続して就労した場合には貸付金が返還免除されるなど、特に就業につきましては、相談体制の強化が図られています。課題といたしましては、チラシ配布等を行い、インターネットを活用した情報発信やメールによる相談受付も始まっておりますけれども、これらの支援制度や相談窓口の周知が十分ではないことではないかなと考えております。

次に5点目のご質問でございます、子育て世代包括支援センターに関する長与町の考えでございます。子育て世代包括支援センターは、平成27年度にスタートいたしました「子ども子育て支援新法」の13事業の1つ「利用者支援事業母子保健型」として法制化をされました。本町におきましても、妊娠期から子育て期において切れ目のない支援を行うことは、非常に重要であると捉え、県内でもいち早く今年度より利用者支援事業母子保健型として「子ども子育て総合相談窓口」を置いたところでございます。内容といたしましては、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的な相談支援を提供する、いわゆるワンストップ窓口を整備するものであります。本町では助産師を配置し、妊娠届の際に健康状態や仕事の有無、出産後の協力体制があるかどうか、妊娠が分かった時の気持ちなど、詳細な聞き取りを行っております。そして必要に応じて、家庭訪問や各種サービスの情報提供を行っておるところであります。出産

後も育児不安がないか、困り事がないか、近くに仲間がいるか、地域と繋がっているか、子育てが順調に進んでいるか等々を確認しながら、必要なサービスをコーディネートしているところでございます。

次に6点目の社会全体の子育てに対する長与町の考えでございます。核家族化が進む以前は、祖父母や兄弟など大家族で子育てし、近所の方も自然に目配り気配りができる環境がございました。子どもは家庭の宝であると共に、社会の宝として社会全体で子育てが行われ、子どもは周りの多くの大人に見守られながら、伸び伸びと健やかに成長していたように思います。現代の核家族化した子育ては、初めての赤ちゃんとの生活に戸惑い、授乳で寝られない日々が続き、なぜ泣いているのか、どうしてあげれば良いのか分からず、極めてストレスの多いものとなっているようでございます。子どもを持つ全ての親が安心して子育てができるよう、子育て負担感の軽減を図ることが重要かと考えています。また、家庭が子どもにとっても親にとっても安らぎの場となるよう、地域ぐるみ社会ぐるみで、子どもと子育て家庭を応援する町づくりを推進することが重要ではないかと、そのように考えております。

最後に7点目の子育ての理想と現実の間に立ちほだかっているものに対する長与町の考えというご質問でございます。出産前のお母さんは多少の不安を抱えながらも、もうすぐ我が子に会える喜びで満ち溢れていることと思います。出産前には育児書などで子育てについても学習をし、しっかり子育てをしていこうという気持ちでおられることと思います。赤ちゃんは可愛いもので、幸せの象徴のように思い描かれているわけですが、現実とはというと育児書通りにいかないことが多くあります。一日中赤ちゃんのお世話を追われて、思うように家事が進まず、家の中が片づかないなどなど思い描いていたものと違っていることに不安と苛立ちを感じ、ストレスとなっていくのではないかと推察しております。子育ての理想と現実のギャップは、いざ母親になるまで赤ちゃんに触れ合う機会がなく、子育ての疑似体験ができていないことが挙げられます。また、パートナーの協力が得られにくい環境にあることなど、育児負担が母親に片寄り過ぎてしまうために生じているのではないかと捉えております。本町といたしましては、親になる前に赤ちゃんに触れ合う機会の提供、お友達づくりの場の提供、保育所の整備やファミリーサポートセンターの周知徹底など、気持ちにゆとりを持つていただくためのサポートの充実に努めたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

それでは再質問をさせていただきたいというふうに思います。児童虐待というところでは、やはり周囲の方が早く気付くのが最も大事だというふうに考えております。この長与では、やはり学校、保育園、幼稚園、そこにいる時間が子どもにとっては長いかというふうに考えております。その中で、この子はひょっとして虐待じゃないかなという

ようなのを気付いていくことが大切かと思うんですけれども、そのあたりでの連携というものはできておりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

保育園、幼稚園、学校の方でほとんど過ごされるということで、私たちも是非、いろんな情報を共有したいということで、年に最低1回は、福祉事務所の方と主任児童委員さんと、あと町の職員と一緒に、全ての幼稚園、保育園、小・中学校、回らせていただいて、気になるご家庭ですとか気になる子どもさんがいらっしゃらないかというところの認識を共有をしているところです。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今その共有をされてる中で、27年度は21件ということで児童相談所に行かれたのかと思うんですけれども、どこで気づいて行かれたのか、町にも相談があって届け出たのか、学校なのか、家庭なのか。本人ということもあり得るかと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

家族からのご相談というケースもございますし、傷なりアザなり、学校とか保育園が身体的なものに気付かれたということもございますし、例えば冬なのに夏の洋服を着ていたり季節感がないものであったりとか、あと食事の時にお昼ご飯をちょっと食べ方が、お腹が減ってたのじゃないかなというところの気付きとか、そういうところで役場の方に入ってくることもございますし、直接施設の方から児童相談所の方へ通告が行くこともございます。あとはその児童相談所と役場の方も、連携をとらせていただいております。どちらかに通報があった場合には、必ずそちらの方にも相談がなかったかというところで確認等も行っているところです。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

昨年度の中で具体的に分かれば、こういうところが、よく気付いたとかそういうことが分かれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

21件の内訳なんですけれども、身体的虐待というものが10件、ネグレクトが8件、あと心理的なものが3件ということで捉えております。例えば心理的なものはDVを目撃した子どもさんというところも虐待の方に入ってまいりますので、そういうお母さんからそういった場合には相談が多いですね。あとネグレクトはこちらの方の施設の支援者の方が気付くという場合が多いです。身体的なものについては支援者が気付く場合とお母さんからどうしても叩いてしまうんだということでご相談がある場合もございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

その中で虐待を受けて、保護されてその後また学校とか行かれると思うんですけれども、その場合のその方の状態をみんなで共有する、どこまで共有するかというのはあると思うんですけれども、そういう今後の、小学校で受けて次は中学校、高校と上がっていくわけなんですけれども、そのあたりの連絡と言いますか、そのカルテかなんかでやっていくものなのか。この子は前受けて、今は元気だけれどもというような情報もあるかと思うんですけれども、そのあたりは学校との連携ということではどんなふうになってますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

1件1件、個別のケース検討会議というものを行っております。例えば、幼稚園から小学校に上がる場合ですとか、小学校から中学校に上がる場合ですとか、支援者が変わってくる場合がございます。そういう場合には個人情報等も配慮しまして、こういう要保護児童対策地域協議会のケース検討会議というところに上げさせていただいて、情報共有を図っているところになります。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

そうですね、是非情報共有を図っていただき、その方への皆さんからの見守り、それを強めていただきたいなというふうに思うんですね。今お話に出たその要保護児童の支援拠点として、今後は国の次世代育成支援対策整備交付金を交付してそれを作ってくださいみたいになってるかと思うんですが、長与町としてはそういう交付金を利用して、今言われた保護が必要な方の支援の拠点を作ろうというお考えはおありでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

長与町の方ではこの要対協というのを平成17年からもう設置をしております。ここ

が拠点になってまいります。そこに今年度からは相談支援員という方をお1人配置をしていただいて、ここが主な拠点という形で活動しているところです。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

すいません、もうすでにあるのでそこから支援をしているということで理解してよろしいのでしょうか。はい。では29年、来年施行の児童虐待防止法の中で、今度は一時的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案を今児童相談所に行ってるかと思うんですけど、それが市町村に送致することになっていくというふうには聞いたんですけども、その体制としては今の拠点をされるのか、また新しく作られるのか、そのあたりを教えてください。

○議長（内村博法議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

ほとんど全てのケースについて役場と児相が一緒に対応してるところが多いです。主たる見守りが県なのか、それとも町でやっていくのかというのは、ケースによって異なってまいります。今は長与町の方では要対協という組織の中で見守りをしているという状況になってます。児童福祉法が今年5月に改正をされまして、今まで県が持ってたケースがより市町の方に下りてくるという改正にはなっております。例えば命に関わるような重篤なケースが県の方に、残りの見守りで家庭の方で見守りでやっていけるというケースについては市町の方にかなり下りてくるのではないかなということを考えておりますけれども、ここもちょっと体制を、今年4月に1名配置をしていただいたわけなんですけれども、あとは職員も今かなり研修等にも行かせていただいております、相談のスキルもだいぶ上がってきているのではないかなというふうに考えております。支援の拠点というのは要対協の方で考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

そうですね、支援するのが県までいなくても長与町でできるということはとても必要なことかというふうに思います。今言われたように相談者の方も検証しながら、ずっと相談できるような体制になってるというところで理解したいと思います。今回この11月には児童虐待防止推進月間ということで、広報ながよには載っております、皆さんに周知していただくということですのですごくいいのかなというふうに思っております。これ以外にこの11月が月間ですので、11月に特化して何か行ったというようなことはございますか。

○議長（内村博法議員）





ころがありまして、ひょっとしたらそのチェックが入ってないのかもしれないです。ちょっと確認をしてみたいと思います。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

了解しました。やはり児童虐待はもう1件でもあったら駄目だというふうに思いますので、いろんな対策を踏まえて、是非ゼロへという形でしていただきたいというふうに思います。次に、子どもの事故ということで何件かご報告がありましたが、事故があったことを事故再発防止に繋げるためにどこまで共有して、実際に関わる幼稚園の先生でありましたり、学校の先生に共有するものなのか、事故は事故として処理して関連するところに報告するのか、そのオープン化といいますか、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

死亡事故に関しましては、死亡届の中でどういった事故が起こっていたのかとかそういうものを確認することができるんですけども、一般的な事故で命まで至らなかった場合は、恐らく病院等にかかられていると思うんですけども、そういったものについてはちょっと病院の方からそういう連絡、事故の大きい小さいもあるかと思うんですけども、あと保育園、幼稚園の方でお母様方がお話を聞いた時とかそういうものを報告していただくことはあるんですけども、全てにおいての報告というものはきちんとなされていないのが現状になってます。県とか国も事故の件数というのは非常に掴むのが難しいということで、今後もっと病院の方と連携がとれればそういう集計もできてくるのかなと思いますけれども、今の現状では死亡までに至らない事故についての連絡というのは来ていないのが現状ではございます。ただ乳児健診とか健診の場に来た時に、お母様の方からやはり包帯を巻いていたとか、そういう時にはどういった事故があったんですかということでお話を伺った上で、こういうことがあってるから気をつけましょうねということのお話だけはさせていただいているような状況です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

なかなか難しいところもあるかと思うんですが、情報を共有化することによって注意喚起し再発防止に繋がるかというふうに思いますので、事故ももちろん大きい小さいもあるでしょうけれども、そういうことで注意喚起をしていただきたいなというふうに思います。幼稚園、保育園の事故は報告が義務化されたかというふうに把握してるんですけども、その中で保育園ではやはり保育士の数というので、長与町では基準を満たし

ていらっしゃると思うんですが、実際のところその数で充分なのか、数が多いから質が高いとかいうわけではないでしょうけれども、質も含めて、保育士さんというか、保育の質も含めてそのあたりは今で十分なのか、どんなふうにお考えなのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

先ほどの保育園・幼稚園の事故ですね、1カ月以上かかるような事故の分は報告義務がありまして、そういったものが来てるんですけども。ちょっと小さい事故については来てないのが現状です。保育士の質につきましては、今町内の保育園の保育士さんの数と子どもさんの数を見ましたところ、最低基準のゼロ歳であれば3人に1人とか、1、2歳は6人に1人という基準がございますけれども、どこの保育園もそこを大きく上回った状態で保育をさせていただいているような状況にあります。保育の質につきましては、長崎県内では、県の保育協会さんをメインにしていろんな研修会をさせていただいている分と、長与町独自も高田保育所の方にお願いしまして、町内の保育士の研修等を開催しているところになります。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今のお話を聞くと数も十分で質も向上のため研修されてるということかというふうに思います。先日ちょっと報道であつたもので、保育士さんが子どもさんを窓に乗せて何かSNSに上げるのに写真を撮って、周りで2、3人ぐらい笑ってる、そういう状況は長与町ではないと思うんですけども、実際このSNSが進行していく中では、SNSに載せるために何でもあり状態みたいなのが出ているのが現状でございますので、そういうあたりも把握できてるのか。そういうことはなかなか、直接見ないと恐らく分からないと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

長与町の広報ですとかホームページに掲載する場合も、子どもさんのお顔が写ったものにつきましては保護者の方に確認をしていただくなど、かなり個人情報の関係には気を使ってしているところになります。各保育園さんにもホームページ等ございますけれども、かなり配慮した形でさせていただいていると思っております。SNSそういうところを考えますと、簡単にSNSに上げたりというのはなかろうかと思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

SNSに載せるためにそういうことをしてしまうような、何て言うんですかね、人の常識を超えたものかと思うんですけども、そういう逸脱したものはないと思うんですが、そういう風潮も若干あるのかなということも踏まえて、把握していただければなどというふうに思います。

子どもさんの自殺ということで長与町ではあっていないかというふうに思っておりますが、やはりこの自殺に至るにははじめとかがあって自殺になる、他の原因もあってなるんですけども、その予防するために自殺予防教育って、いろんな研修はされてるかと思うんですが、具体的にどんなところを重点的に取り組んでおられますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

若い方の自殺対策のために、昨年度は親子で参加できる心の健康ということで講演会等を行っております。その際には保育をするというようなサービスも同時に行っております。たくさんの方に参加していただきました。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

親子での参加も必要ですし、子どもにも自殺の兆候が見られたら相談してね、みたいな形で、子どもにも自覚していただくというわけじゃないんですけども、小さい頃からそういうものを教育するということが必要かなというふうに思うんですね。その場合にロールプレーをすとか、子どもは子どもに相談するであろう、もちろん親にも相談するんですけども、そういうところで今の研修以上になんかしたらいかかなと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

ご指摘のとおり、学校教育の中でもその自殺予防ということに取り組んでおります。1点目としては、自殺が孤立の病だというような言われ方をすることで、学校に相談員を配置していろんな心の相談に乗るといったようなことと同時に、先ほど子ども自身にそういうところに気付かせたいというような部分も含めて、これちょっとサンプルなんですけど、県が作っているんですが「晴れないところに気づいたら」ということで、自分の状況を楽しみにしていることがありますとか、よく眠れますとかいうような形でアンケートを採って、その集計をもって、心にそういう自殺の兆候に繋がるようなことはないか。そういうアンケートの結果を受けてまた、そこで教員からの指導を入れるというような形で子どもたちへの気付きを生み出すような取り組みは始めておるところです。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

取り組みを始めておられるということですので、本当に自分で気付いていただきながら未然に防ぐことが必要かというふうに思います。では次の子どもの貧困対策というところで、先ほど町長の答弁にもありましたが、どこからを貧困の家庭と判断するのかというのは非常に難しいと思うんですね。でもこの貧困の連鎖を断ち切るには貧困家庭がどこかというのは把握しないといけないと思うんですが、把握する方法として、長与町で考えてることがあったら教えてください。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

貧困家庭ではなかろうかということで私達が長与町として定義をしているものが、生活保護世帯の方、あと養護ホームに入っている方、そしてひとり親の方、あと就学援助を受けていらっしゃる方を大体そういう家庭ではなかろうかということで考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

保護を受けている方は実際届け出をされてるから把握できてるかと思うんですが、それ以外にもぎりぎりのとこでなかなか出せないという方もいらっしゃるかと思うんです。そうした時に子ども生活実態調査とか何か調査を行って、できないものかなと考えるんですけれども、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

生活保護の他にも生活困窮者自立支援法というのが27年度から策定をされまして、生保に行く前のところで何とか止めることができないかということで、相談を今社会福祉協議会さんの方でしていただいています。調査につきましては、そうですね、いろんな子どもの貧困対策の計画を立ててはどうかということで国の方も示してる場所があるんですけれども、その調査の仕方をどうしようか。子どもさんに対してするものなのか、家庭に対してするものなのかというところで、既に調査をされている所もありますので、そういったところ参考にしながら、長与町でも取り組みができないかなということ考えてはいるところなんですけれども、小学校の何年生からにするかとか、そのあたりも含めて、今後研究していきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

調査が全てではないですけれども、貧困で困ってる人を支えていくような感じでしていただければ。言われたようにやっぱり貧困というのはなかなか判断できない、分からないというところで、今後新学期になって、長与町では中学校になったら制服があるかと思うんですけれども、この制服の一律援助、子育て世帯への経済的負担を軽減するために一律援助してるところもあります。長与町も子育て支援をメインに町長が掲げておられますので、どこからどこまでとかいう範囲をするとわからないでしょうから、全体的に子育て応援するというので、これ1つですけれども制服の補助を一律にするとかいうお考えはないか、町長に伺いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

支援の方法の1つは、今饗庭議員が言ってらっしゃると思うんですけれども、貧困の連鎖というのもございますし、いろんなケースがあるかと思しますので、それが1つの方法であるかと思っておりますけれども、まだまだいろんな角度から見て、何が的確なのか何が長与町にとって必要なのかというのを見極めて、判断をしていきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

見極めることはね、必要かと思うんですが、今町長が考えられてる貧困対策の中で、これがいいというようなものがあれば教えてください。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

貧困の連鎖を断ち切るというところで、今孤独を感じている子どもが日本が1番多いというのが統計がございました。ですから、子どもの居場所づくりというところ、あと学習支援というところをもっと充実させなければいけないなということで、取り組みも始めてるところになります。子どもの居場所作りとしてやはり長与町内小学校区ごとに児童館もございますので、もっと児童館の活用ができないかなということで、今、社会福祉協議会ですとか、ボランティアセンターの方とか、いろんなところと協議をさせていただいております。学習支援も昨年からは福祉事務所の方とずっと協議をしております、やっと今年から1カ所増えまして、また社協さんでもボランティアの活動の一環として学習支援をしていただいているところがございます、町内2カ所でやっと小・中学生を対象とした学習支援も始まっております。ただ学習の指導だけではなくて、長与町内にはシーボルト校もありますので、学生さんにも手伝っていただきながら、勉強だけ

ではなくて心の部分もサポートをしていけたらいいなというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

学習支援がスタートしたということは非常に嬉しいなと思ってるんですね。私も昨年12月議会でも質問させていただいたので聞こうかなとは思ってたんですけども、スタートされたということだったので。今出た子どもの居場所ということで、前回同僚議員の質問に出たかと思うんですけども、子ども食堂と今話題になってますけれども、したい方があったら協力していきたいなというお話だったかというふうに記憶しております。その分、今佐世保とか諫早とかでしたか、進んでるかと思うんですが、その分で進んでいるのか、その状況が分かっていたら教えてください。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今町内で2団体の方から、もしこういうことができればいいなということで相談をいただいているところです。ただ助成の内容というのが、いろんな国の補助メニュー等見えますと食材費の補助というのも全くないんですね。それとか施設をもうちょっと改良したいとか、そういったものには全く補助がなくて非常に困っているところなんですけれども、ただ、財団法人の方ですとかNPO法人に対しては、国の方が一定寄附を募って、そこから補助するというのがありまして、募集の形式であっております。ただ長与町の方は2カ所しようかなどうしようかなというところで悩んでいるところがありますので、直接的な金銭面での補助というのは難しいんですけども、例えば、NPO法人さんで食材の提供を無料でしていただけたところがあったりですとか、いろんなところを繋ぎ合わせれば、何とかできるんじゃないかなということで、協議は継続してさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

是非、実現させていただければなというふうに思います。その中で、長与町に農家の方もいらっしゃるかと思うんですけども、そこの連携というのは何か考えておられるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

農家さんの方とはまだ直接お話をさせていただいていないところもありますので、今後、そこも視野に含めて協議をしていきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

是非、実現していただければと思います。次に、朝からも出ましたが貧困対策の1つとして、無利子の奨学金ってことで、長与町は1万5,000円から3万5,000円ということでお聞きしましたが、実際にこれを利用されてる方がどれくらいいらっしゃるのかと、10年以内に返還ということでも今返還がきついということでも話題になってるかと思うんですが、返還できてるのかどうかということをお尋ねします。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

現在、高校生についてが公立学校が1万5,000円で、私立学校が2万5,000円ですね。大学生の方が公立の大学が2万5,000円、私立の大学が3万5,000円の無利子の対応を行っております。現在、貸付を行っている方が今年度17名おります。28年度に新規で貸付をした方が10名おります。返済につきましては10年間ということなんですけれども、年払いと半年払い、どうしてもという場合でその方の収入等に応じて月払い等をされてる方も実際におります。長与の場合、無利子ということもありまして、償還の額自体も、大学生の私立の方につきましては、年払いをした場合1年間に16万8,000円償還をすることになるんですけれども、月払いでいきますと1万4,000円ということで、現在のところは月を遅れて払ったりということもありますが、償還を少しずつしていただいているという状況でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

その中で給付奨学金ということで、国の方であと2年後からでしたか、始まるということが出てたかと思うんですが、長与町としてもそれを見極めてということになろうかと思っておりますけれども、そのあたりを先行して、是非長与に住んでほしいという町長の思いもあるでしょうから、先行してやろうかなというようなお考えはありますか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

先ほど議員おっしゃるように2018年度から給付型の奨学金という形を作られるということで、2017年の3月までにある程度、制度計画を国の方はされるということをお聞きされてるみたいですが、そういうものを見ながら、うちの方も考えてまいりたいと思うんですけども、何せ奨学資金の原資となります資金貸付基金、その金額が現金の貸出分は別にしまして800万ほどございますから、その分の資金をどうやって増やして

いくかということが大体この問題になろうかというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

資金の問題もあろうかと思いますが、できれば先行してやっていただけるといいのかなというふうに考えております。次にひとり親家庭への支援というところで就労支援のお話も出たかというふうに思うんですね。ハローワークから支援員さん来られてされてるかと思うんですけども、実際のところ、それによる就労支援の状況というのはどんなふうに把握しておられますか。

○議長（内村博法議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

ひとり親に限定してなくて、ハローワークの方には相談を受けていただいている状況です。実際ひとり親の方で相談に行かれた方というのは、確か数名程度だったと思います。そこで実際に紹介をしていただいて、就労に結びついた方がお1人はいたかと思うんですけども、その後、1回目の相談は町の方でできるんですけども、2回目3回目になると直接ハローワークの方へ来てくださいというシステムになっているようで、そこからは直接行かれてて、その報告があってないので結びついた件数で把握してるのは1件だけになります。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

相談してその後はハローワークにということなので、本来は2回目3回目も長与町でできるといいのかなというのはお話を伺っておるんですけど、なかなかシステムもあるでしょうから。このひとり親の方が、ご相談を受けたときに正社員にという話でご相談を受けると、でも正社員だったらやっぱり休みがとれないという状況があるので、なかなか正社員にもなりたくないけど収入も低くて困ってるというような現状をお聞きするんですけども、その場合に長与町として、行政として何か支援するものがあるのか。ひとり親家庭として出されているのは重々承知しておるんですけども、なかなかそのダブルワークとかしないといけなくて、結局は、育児にも追われてみたいな感じで、それが虐待に繋がっていくような連鎖もあるのかなというふうに思うんですが、何か正規になりたいけどなれないし。何というんですが、非常に難しいんですけど、何かそこで行政からの支援があればと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）



直接こちらの方にそういった具体的な相談というのはないように感じております。ひとり親の就労ですとか、資格取得のための給付ですとか、そういったものを基本的に福祉事務所の方が担っておりまして、あとエールながさきというところが県の委託を受けて、一括して相談を受けているような状況です。就職の関係につきましても、ひとり親さんの希望に沿ったところをきめ細やかに相談に乗っていただいて、例えば、申込書の書き方ですとか、写真の撮り方ですとかそういったところもひっくるめたところで、かなり支援を手厚くしていただいているというふうに聞いております。場所がちょっと長崎市内の方にはなるんですけども、住民さんの希望によって長崎市内までちょっと行くのが難しいという場合には、長与町の方に来て相談に乗ってもいいということもお話もいただいているので、そういった相談があった時には是非そちらの方を活用していただければなというふうに思っております。直接的にその長与町の方で、相談が、支援がということですけども、まずはその弁護士さんの無料相談とかもそちらの方で受けることが可能ですので、かなり専門的な方がいらっしゃるの、そちらの方に詳しいことの相談を繋いでいるような状況になっております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

そうですね、エールながさきさんも存知あげてるんですけども、ひとり親の方がやはり子どもさんが病気になった時に保育園に迎えに行けない、そういうのもあって非正規の方が休みやすいよということもあろうかと思えます。ある市がしている子どもさんの体調が悪くなったら、お迎え型体調不良児保育事業というのをされてるところがあるんですけども、そういう新しい取り組みも長与町、考えてはどうかというふうに思うんですね。これは職員さんが保護者の代わりに迎えに行くんですね。夜7時まで、その中でいろんな規定があるので保育所みたいなのを作らないといけないとかあるんですが、その時に利用料金とタクシー代の半額、で具合が悪いので受診をさせるので受診の分は福祉医療費として出しましょうね、というところもあります。だから、こういう何か新しいものも取り入れながら、今の時代に合ったことが必要かと思うんですけども、そういうところで、町長のお考えを聞きたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、子どもの貧困ということでいろいろ言われてますけど、先ほど私申し上げましたけども、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援とこういったものをずっとやってきているわけですよ。その中でまた新しい事業というの、今饗庭議員がおっしゃったようなことも取り入れてやらなくちゃいけないと思うんですけども、町としまして、例えば発達相談員、専門員の方を置いたりとか、あるいは虐待防止専門員の

方を配置したりとか、そしてそういういろんな金銭的な分とか、就労の問題についてもいろいろ取り組んでおります。ただ、これもいろんなケースも出てくるでしょうから、今饗庭議員がおっしゃるように、新たな取り組みとして、いいものがあればそういったものも取り入れていくということも、それは考えられると思います。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

是非新しい取り組みも。そしてもう1つはひとり親家庭に、前回私が一般質問した時もお聞きしたんですが、町営住宅への優先入居ということで、今県では、一部優先入居枠をとってされている。今後は市町にも働きかけますよということで、市町でも取り組んでいただきたいという趣旨だそうですねけれども、長与町でも取り組んではどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えをいたします。県営住宅につきましては、特定目的住宅ということで建設をされている部分だと思います。町の町営住宅につきましては、住宅に困窮する低所得者に対して住宅を提供するというので、国庫補助金を使って建設をしておりますので、これについてはちょっと困難ではありますが、今の議員おっしゃるとおり趣旨はよく分かりますので、ちょっと研究させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

いろいろ事情もあるでしょうが、是非進めていって、全部とは言わないので一定の枠ということができればなというふうに思います。続きまして、この子育て世代包括支援センターなんですが、実際のところ今お伺いしたら、ほぼこれにマッチしてるものを行っている状況かというふうに理解しました。であれば、実施してますよというふうに出してもいいのじゃないか。長崎県下で聞くと行われてませんよというふうに聞きましたので、せっかく子育てをして頑張っているというところをPRするためにも、もうこのネーミングが若干違いますけど内容は同じですので、そこを出してはどうかと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

利用者支援事業の母子保健型というものが、この包括支援センターに値しますということで、きちんと法律的にも今年の6月に改正をされました。調査があった時に私も趣

旨と同じ内容のものやりたいということで、4月から始めさせていただいたところなんですけれども、きちんと児童福祉法でも母子保健法でも、この利用者支援事業母子保健型ということで謳われておりますので、今後は長与町やっていますということで、言っていきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

町長にお伺いしたんですけれども課長が答えてくださったので、是非PRも含めて、子育てするなら長与町と言われるぐらいしていただければというふうに思います。最後に、長与町子ども・子育て支援事業計画の中の理念で「子ども・親の目線で、子育てをみんなで考えるまち ながよ」というふうに掲げてあります。すごく素敵な言葉だというふうに思います。やはり長与町でも、未来ある子どもたちへの支援をより充実して行って、新しい施策、何か長与町ならではのものを是非町長に出していただきたいというふうに思うんですね。どこに住んでもあまり変わらないよというのではなくて、是非この町に住みたいというふうに思っただけのような施策をしていただきたいと思います。格差社会に影響され進学したくてもできないという子どもが長与町にはいないように、全町挙げて皆さんがSOSに気付き、手を差し伸べていただき児童虐待がゼロになることを願ってこの質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で14時15分まで休憩いたします。

（休憩 14時00分～14時15分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順9、堤理志議員の①生活困窮世帯への対応のあり方について、②教育行政についての質問を同時に許します。

13番、堤理志議員。

○13番（堤理志議員）

皆さんこんにちは。早速一般質問を行います。まず1点目、生活困窮世帯への対応のあり方についてであります。1990年代後半以降、グローバル化の名の下に新自由主義的な経済政策が採用されました。三位一体改革で都市と地方の格差が拡大し、働く人々も各労働法制の改定で非正規雇用の範囲が拡大、税制面では間接税への依存度を高め、税の累進性、つまり負担能力に応じて納める機能、これが弱まりました。富める者、大企業は利益を海外に移し税を逃れるなど、税負担の公平性は大きく崩れ、所得の再配分機能が大きく低下をいたしました。以上のような政策の下、当然のごとく格差と貧困が拡大し、中間層の疲弊が進み、日本の社会と経済の持続的な発展が難しくなっています。地方や本町も例外ではありません。この間、議会での決算状況の質疑で滞納の原因について質問すると、廃業や経営不振、病気、行方不明など生活困窮型の滞納が大勢を

占めています。自己責任の一言で片づけられない社会的背景がある、このことは誰も否定しないというふうに思います。こうした中、盛岡市ではかなり前から、ここからは新聞記事の引用になるんですけれども、市税など滞納している生活困窮者に対し家計指導などを通して生活再建を後押しする事業を始めた。家財道具などの差し押えではなく、救済を優先させることで収納率アップにつなげています、ということであります。途中、中略いたしまして、盛岡市の消費生活センターは「全国では滞納者に対し、差し押さえなど強制執行に出るケースが多いが、絶望感を与えることにもなりかねない。まずは生活困窮者に寄り添うことが必要だ」と話す、このように、この河北新報という新聞社の記事に載っておりました。それからまた、滋賀県の野洲市のことであります。これも同じく朝日新聞の2015年12月28日付けの記事でありますけれども、若干引用いたします。「徴収強化一辺倒の方式について、行政が市民をより過酷な状況にやっってしまう。過酷な取り立てで生活そのものを壊しては本末転倒だ。まずは就労支援など、生活を立て直す手伝いをしながら納税を促していく。遠回りに見えても、その方が効率的で市のコストも少ないと考え、担当の市民生活相談課長は、困窮者をどう助けるかという発想が必要だ。徴税部門と福祉部門が早くから連携する手法を取り入れています。」このように記事には書かれております。住民の側の納税する努力、そして行政の徴収努力、これらを一概に否定するものではありませんが、こうした自治体に倣って、本町も町税部門と福祉部門の連携をさらに強化をしていく、そういうことが検討できないかをお伺いをいたします。

次に2点目、教育行政についての質問であります。新しい教育長の下、教育委員会の体制がスタートいたしました。教育委員会は合議制ではありますが、教育長のリーダーシップ、役割と責任は大きいものがあると考えます。そこで、以下について質問をいたします。1点目、教育長の考える長与町の教育の課題、補強すべき点、改善すべき点はどこにあると考えているのでしょうか。2点目、総合教育会議の会議録を見てみると、発言者名が秘匿されていました。情報の公開、透明性、説明責任が重要な時代にあって、匿名の議事録というものに対して疑問を感じ得ません。透明性を高める、そういう考えはありませんか、お伺いをいたします。

3点目、生活困窮の世帯にあっても等しく教育を受ける権利を保障する制度として就学援助があります。本町の新入学児童・生徒のいる世帯への支給は6月頃というふうに理解をしております。しかし、新入学の前に多額の費用が必要なのが実情であります。このことから6月支給というのは、住民ニーズとギャップがあるというふうに考えます。福岡県や南島原市、長崎市などでは、ここに焦点を当てた改善策を実施しているようであります。本町も就学援助、特に入学準備金でありますけれども、この支給時期を早める考えはないか、この点をお伺いをいたします。

4点目、児童・生徒の心身の発達のためには、情緒の安定が大きな役割があるというふうに考えます。しかし、育児放棄、いわゆるネグレクトや保護者の仕事の都合、例え

ば夜間に仕事を持っているなどのため、やむを得ず児童や生徒と向き合えない、または向き合わない、そういう世帯もあると聞きます。そこで、上記のような傾向の世帯が本町でどのくらいありますか。またそれらについて、どのような対応がなされているのか。以上を質問をいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、堤議員の質問にお答えをいたします。2番目の質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたしますので、私の方から1番の生活困窮世帯への対応のあり方とのご質問にお答えをしたいと思います。議員ご案内のとおり、本町では本年4月に収納推進課への徴収業務の一元化を図るなど、公平・公正な徴収事務の確立と納税者皆様に対する相談支援体制の構築を進めてまいりました。そういう体制づくりにおきまして、懸念されておられるような徴収強化一辺倒の方式、あるいは有無を言わさぬ問答無用な取り立てといった対応は以前からいたしていないところでございます。貧困の問題が大きくクローズアップされている現在、全国的に生活改善型対策の活用推進がなされておりまして、本町におきましてもファイナンシャル・プランナーの有資格者を徴収専門員に配置し、納税相談を通じて、家計の見直し、生活水準の向上、経済的自立を促し、将来の安定的な納税が可能となるような対応をしているところでございます。庁舎内の福祉部門を始めとする各所管との情報共有・連携はもちろんのこと、福祉事務所や社会福祉協議会、ハローワーク等の各機関がそれぞれ実施をしております生活相談や就労相談、資金の貸付など、さらに塾に行けない子どもたちのための学習支援等との取組と連携し、生活再建のみならず貧困の連鎖を断ち切るために努めているところでございます。今後も関係機関との連携・協調を強化しながら、これらの取組を進めてまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、2番目の1点目のご質問についてお答えいたします。長与町の教育の課題につきましては、将来、一人ひとりに求められる社会的責任が重くなることを考えると、児童生徒の「生きる力」すなわち、確かな学力、豊かな心、そして健やかな身体を育成していく必要があります。これは、どのように社会が変わろうと変わらない不易な課題であり、長与の子どもたち一人ひとりにしっかり育んでいきたいと思っております。補強すべき点、改善すべき点についてお尋ねがありましたので、次の7点を考えています。1つ目、一人ひとりに目が行き届く指導の充実やながよ検定の充実による基礎学力の向上、2つ目、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実、3つ目、豊かな心の啓培として道徳教育・人権教育の充実、4つ目、家庭や地域と連携した健康安全教育の推

進、5つ目、国際化への対応として外国語活動・英語活動の充実、6つ目、ICT教育の推進による教育環境の充実、7つ目、教職員の資質向上の7点でございます。これらは長与町教育振興基本計画でも重点施策として取り上げております。継続して、その改善を図っていきたいと考えております。

次に2点目のご質問をお答えします。総合教育会議の議事録については、長与町総合教育会議設置要綱の第8条に「会議を開いたときは、その要旨等について議事録を作成し、これを公表するように努めなければならない。」とありますので、会議が非公開の場合を除き、公開するようにしております。現在、公表されています前回の会議録の発言者名が秘匿されているという点でございますが、前回公表された議事録につきましては、要旨の公表ということで、発言者名の明記がなされておりました。しかしながら、議員ご指摘のとおり、説明責任の所在や会議の透明性を図る上では、今後、議事録を公表する際、発言者名を明記する等の改善に努め、住民の皆様にも分かりやすく、透明性の高い議事録の公表を行ってまいりたいと存じます。

2番目、3点目のご質問につきましてお答えします。長与町の就学援助につきましては、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な援助を行う制度でございます。現在、長与町では入学予定の児童生徒のいる所帯へ4月の入学時に保護者へ説明資料を配付し、教育委員会で認定後、6月に支給を行っておりますが、平成29年度におきましては、支給時期を早めるために1月から2月の保護者説明会時に説明資料を配付し、教育委員会で認定後、4月に支給を行えるよう現在計画をしております。

4点目のご質問にお答えします。議員ご指摘のように、保護者の仕事の都合などで子どもと十分に向き合うことができない家庭があることは承知してるところです。しかし、それぞれの家庭の状況乗り越え、育児に取り組んでいらっしゃる家庭も多くあることもまた事実であると感じています。私どもは、学校で見取った子どもの変調や主任児童委員及び民生委員の方々と連携して得られる情報を起点としながら、住民福祉部こども政策課とも協力して事実確認を行うとともに、スクールソーシャルワーカーなどの専門的な人材を活用して、専門機関への通報、連携、介入などの対応で行っていかうと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

それでは、まず1点目の生活困窮世帯への対応のあり方についての部分で、お伺いをいたします。この間の委員会での審査の時に、滞納世帯が滞納したその理由についてお聞きをずっとしてきたわけでありましてけれども、私の記憶では、失業であるとか病気であるとか倒産、廃業、そういったいわゆる生活困窮型の内容が主な要因だったというふうに理解をしておりますけれども、まずこの点について、間違いがないものか確認、事

実確認をしていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

宮崎収納推進課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

議員のご質問につきまして、回答させていただきます。今回、質問いただきましたものにつきまして、町税の関係でございますが、今おっしゃったとおり、生活困窮にしましては、不納欠損という形で対応させていただく分につきまして、全体の43.64%、無財産につきましては1.82%、倒産等につきましては10.91%、行方不明につきましては12.73%と分析しております。このことから申しましても、今議員がおっしゃったとおり、生活困窮にかかわる方々の納税の不納欠損した事実がございますので、そういう方々がこういう形で決算等の金額等に上がってきたものと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

壇上での質問の中で、社会的背景について若干触れさせていただきましたけれども、もう少し踏み込んで今回の質問の滞納の状況の社会的背景について、私もそれなりにその後調べた部分がありますので、少し時間をとるかもしれませんが、ちょっとお聞きをいただければというふうに思います。内容的には、1つが一定の所得のある富裕層の方々、それから中間所得の方、そして貧困層、そして若年層いうことでちょっと具体的な客観的なデータも示しながら今どういう状況にあるかというのを少しかだけ説明を加えさせていただきたいと思います。まず、富裕層についてでありますけれども、民間のシンクタンクであります野村総研によりますと、預貯金とか株式等の純金融資産の保有額が5億円を超える超富裕層と呼ばれる方々がいらっしゃるわけですが、保有額が1997年段階では57億円だったものが、その後2013年に73億円に増加をしている。それからそういった家庭の1世帯当たりの保有額が6.3億円から13.5億円、13億5,000万に倍増しているという結果が表れております。それから中間層の状況でありますけれども、これは厚労省の毎月勤労統計調査というものから引っ張り出した数字でありますけれども、働く人たちの平均賃金、名目値、これは国民の実感に近い値だということだそうでありますけれども、1997年の段階では432万6,000円ってというのがピークでありましたが、これが2015年には375万円、400万円台から300万円台に落ち込みまして、約55万円年収ベースで減少している。それから、国税庁の統計であります、民間給与実態統計調査というのを見ますと、ここでも97年から2015年にかけての給与階層別の構成変化というのがありまして、ここを見ますと年収500万から1,000万、これも中間所得層の中の若干アッパーと言われる少し中間の中でも若干余裕と言いますか、持っている方々ですが、こう

した方々がこの時元々1,368万人いらっしやったのが、1,158万人へと210万人、どんと減っているんですね。そして同じ時期に、年収500万円以下の層というのが、元々2,895万人だったのが3,427万人、532万人増加するというので、年収の大きな移動が起こっているというのがこれは政府の公的な統計でもはっきりと表れているという状況であります。それから貧困層ですけれども、これは金融広報中央委員会、日銀の中に事務局があるということでもありますけれども、ここの調査によりますと2人以上の世帯で金融資産がゼロというのが2016年で30.9%、3世帯に1世帯ぐらいが貯蓄ゼロというようなことであります。これは1997年では僅か10%だったので、貯蓄ゼロの世帯が3倍に増えている状況であります。また、これはOECD経済開発機構でありますけれども、この中でも相対的貧困率というのが34カ国中の、何と日本が下から6番目に位置するという状況になっているというようなことで、非常にこの間、格差と貧困が大きく状況が変わってきたというふうにあります。また、若年層の問題で言いますと、これは町の人口ビジョンの中にありました内閣府のデータでありますけれども、30代の年収で1番多かったのが、1997年当時は500万から700万ぐらいの層だったものが、2007年には300万円台が最多層、1番多い状況になりました。また20代では、同じく97年は300万円だったのが今や200万円台が1番多いという状況であります。そして、この長崎県で働く人に占める非正規雇者の割合のデータがありますが、これも15歳から34歳、若年層でありますけれども、32.7%ということで、3人に1人が不安定、非正規雇用にある状況にあります。本当に格差、特に若い方々、当然こういったことがなかなか結婚、出産に結びつかないということの原因じゃないかというふうに思います。そして、これ何年前でありましたけれども、NHKのワーキングプアという番組があります、特集番組が。ご存知だと思いますけれども。この番組の中で紹介されたのが、努力をせずに貧困に陥っている状況ではなくて、中間所得層で正社員として働いていた方々であっても、例えば病気であるとか親の介護などで一旦正社員の立場を離れて介護等に当たった後、正社員に、また元の環境に復帰しようとしてもなかなか前と同じような収入を得ることができない、非常に困難になっている、今社会がそういうふうに変ってきているんだと、非常に長くなって大変申し訳ありませんが。

○議長（内村博法議員）

簡明をお願いします。

○13番（堤理志議員）

簡明にいたします。そういう状況があるということで、やはりこういう状況が町民の滞納の状況と一定の関連性があるんじゃないかと思うんですが、このあたりについての町長のご見解があればお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。



○町長（吉田慎一君）

今、堤議員がいろいろ説明をしていただいたわけでありますけども、確かに今、ご指摘のとおり社会状況になっているというようなことは、私もいろんな報道とかいろんな部分で知るわけがございます。したがって、やはりそういった形で格差が開いていることによって、いわゆる貧困層という低所得の方々におかれましては、確かにそういった部分があるかと思えます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ここからはもう質問は短くなると思いますのでお願いします。私、壇上で質問をした時に1つの例として盛岡市の例と野洲市の例を取り上げました。私なりにニュースソースと言いますか、出典を書いていたつもりなんですが、担当課の方でもどなたでも結構ですが、盛岡市、それから野洲市の事例というのを調査をもしなされたかどうか、この点ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

宮崎収納推進課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

議員の質問にお答えさせていただきます。野洲市と盛岡市のほほえみと太陽のプロジェクトということで一般質問にありましたが、内容につきましては、基本的には多重債務者の関係が主なものとなっておりますけれども、関連機関との連携にであったりとか、セーフティーネット貸付の実施の問題であったり、あとは生活困窮者へ包括的な個人的な支援を提供する自立相談支援事業という内容のものが主だったものであったというふうに調査、私の方では理解させていただいております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。調べていただいて感謝をしているんですけども、先ほどの町の方の答弁としてはそういった連携について長与町としてもやっているということでありました。ただ、私がなぜ気になるのかと申しますと、徴収の方々の予算決算の主要な施策に関する報告書であるとか、成果に関する報告書の中で、徴収率とかこれだけ取れたよというようなところは成果として上がってるんですが、やっぱり困窮者、担当課の性格上なかなかそこまでは書かないっていうのもあるのかもしれませんが、そういう困ってらっしゃる方に再建に結びついたよというそういう成果も、もし書いてあれば、私もああ頑張ってるなというふうに理解するんですが、そういったものがなかったもので、もしかしたら徴収一辺倒で、ここに書いてあったように、非常にいろんなところから徴収頑張れと言われて、もちろん徴収を頑張らないといけないのですけれども、あまりにもそ

れが過酷でありますと、大変なことがあります。先日、私たち総務委員会で横浜市の方に行ったんですけれども、元々横浜で取り組まれていたかなり強力な徴収のやり方があったんですが、青葉区というところなんです。ところが、これはちょっとあまりにもだったんで今やってませんということで。やはりあまりにもひどいのはちょっとそういったところもどうかというふうなことになってるようでもありますので、やはりそのあたりで若干心配をしておりました。そういう点でいえば、もう率直にお伺いしたいのは、長与町頑張っているということわかります。ただ、この盛岡であるとか、野洲であるとか、こういったところと同等までやっているとは、まだまだそこまではいってないんじゃないかと思うんですがこの点はいかがでしょうか。まだまだ改善の余地があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮崎収納推進課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

はい、ただいまの議員のご質問にお答えさせていただきます。確かに我々の成果として上がったものにつきましては、我々収納推進課でお話をさせていただきますと、当然、町におきまして、唯一の債権回収のみを行う現課でございまして、他課のいろいろな仕事をされている課と違いまして、これのみを中心にやってるという課になってまいります。そうした中で成果を上げさせていただくとすれば、先ほど議員がおっしゃったとおり、そういうものになってこようかと思うんですが、先ほど若干、触れさせていただいた不納欠損とか執行停止、これにつきましては、本来、法的な手段ではございますが、我々としましてはそういう徴収の中で、生活困窮者に対しまして、やはりその生活状況を見まして、税の公正、公平という基本的な理念はございますが、その中で実績的にはこういう方々がいくらであるというのは当然決算の中で上げさせていただいてることはございます。これはあまり、我々徴収の担当部署としましては、これが増えるということはあまり好ましくないというふうなことになってこようかとも思うんですが、これとは別にしまして、法的なものとは若干違いますが、今おっしゃられたことに対しましては、当然我々が生活困窮者に対しまして、今、生活改善型の対策ということで、収納推進課の方は体制をとっております。これは滞納者の借金問題を整理したりとか、先ほどちょっと答弁にございましたが、その方々の経済的な自立及び安定的な納税につなげるためにそういう相談に乗っております。相談によりまして、当然ですが生活保護相当の世帯などにつきましては、福祉部門でございます担当部署の方に、また多重債務に関しましては、総務部関係にございますのでそちらの方に紹介させていただく、また先ほどからお話が出ておりますが、生活保護のつながりが必要な世帯というのも当然出てまいります。そういう方々につきましては、当然生活支援という形で、長与町にも先ほどからお話があります自立支援機関としまして、社会福祉協議会の方が総合窓口の方を生活困窮者の自立支援法の関係で設けていただいておりますので、そちらを案内するという

ことにもなっております。それと、先ほどの結果によりまして、長与町におきましては、分割の、当然生活困窮者におきましては納税相談を行いまして、これは実績的に出てきません。先ほどおっしゃったことに対しまして、こういうことがあるよということでもっと説明をしますが、28年度におきまして11月末現在、4月からの受付件数が我々の方でまず349人の方を分割申請をとりまして、債権額にしまして1億2,000万の債権額に対しまして分割を今生活困窮に当たるということで、対応させていただいております。これはもう全体の30%に当たるということで、我々徴収からしますと30%の方々がもう分割納付の対象に導いている状況というのは、やはり生活困窮世帯がかなり全体に増えてきてる割合であるというふうに認識をさせていただいております。一応こういう数字がございますので報告させていただきました。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

委員会質疑の中でなかなか出てこない、具体的な状況ですね。説明いただきまして、私も一定安堵といいますか、ちゃんと相談相手に応じてっていう部分をやるんだということは私も今のご説明で理解をするところであります。今、ご説明の中で、いろんな滞納相談の中で生活保護につなげる云々という話がありました。私も今回の質問で福祉部門と徴税部門との連携ということで、質問項目を出させていただきましたので、若干ちょっと福祉の方に踏み込んで、非常に関連性があるもので、生活保護の問題でちょっと関連の質問があります。盛岡市の例でありますけれども、私も盛岡市のホームページの中で、どういう対応してるのか、もちろんほほえみと太陽のプロジェクトがありますが、これ以外にも相談という項目がありまして、その中を見てもみますと、何と36項目、いろんな教育から子育て、いろんな相談事に項目ごとにかなり丁寧に対応をやっている状況が見受けられまして、すごいなというふうに感じました。そして、例えば生活保護というところを見ますと、生活保護を開けますと4項目ありました。生活保護、これ概要についてであります。そして生活保護の制度の説明があつて、あと指定医療機関、それから指定介護機関、4つに分かれてそれぞれの中でまた詳しく住民の方が分かるような説明がなされてありました。非常にいいなというふうに思ったわけであります。例えばその生活保護の概要というところがありまして、そこを見てもみますと、これは短いので簡単に読み上げますけれども、病気や事故などで働けなくなったり働いた人が死亡したりして生活に困ってる人に困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その自立を手助けするものです。で、保護の種類はということいろいろ、生活保護、住宅扶助、教育扶助等云々かんぬん。そういう手続ができます。また、入学祝い金を支給する制度もありますよと、非常に丁寧に分かりやすく書かれてある。すごいなというふうに思いました。それで、問題は長与町なんですよ。長与町のこの生活保護のページを確認いたしました。そうしますと、この中では病気、失業その他の理由で生活にお困りの世帯に対して

経済的な援助や自立を促すための援助を行う制度です。そのあとちょっと気になるのが、生活保護は利用できる資産、能力、その他あらゆるもの最低限度の生活の維持のために活用することを要件として、必要に応じて行われますということで、最低限度の生活の維持のためにというところで、ちょっとこの文言はいかがなものかと。先ほど紹介しました盛岡市の生活保護の案内と比べて長与町、最低限度の生活ですよ、この書き方について町長、これちょっとあまりにもちょっと厳しいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

お答えをさせていただきます。生活保護というのは、ご承知かと思いますが、最後のセーフティーネットと言われまして、最低生活保障のための制度となっております。確かにおっしゃるようにそのホームページの書き方がちょっと厳しいような書き方をしているということは反省すべき点だと思います。ですからこういう保護の制度はありますよということはお知らせしていくべきだと思いますので、今後についてはちょっと検討させていただきます。それから、今は生活保護よりも一歩手前の生活困窮者の支援という形で生活保護になる前に救っていきこうという制度でいろんな施策を行っておりますので、その形で相談等受けていろんなサービスにつなげていって、それでも無理な方というのを、最後に生活保護という形での指導の仕方をさせていただいておりますので、ご了承ください。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

税務と福祉の連携ということで質問してるわけでありましてけれども、この生活保護を国と自治体がやらなければならない、この法的根拠というのがどこにあるのかというのはご存知ですよ。この点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

最低限の生活を営む権利を有するというので、大元は憲法だと思います。そのあとに生活保護法だとかいう形での具体的な法律だと思います。長与町は福祉事務所というものを持ちませんので、県の西彼福祉事務所が管轄で生活保護の決定等は行っておりますが、調査等につきましては町の職員がきちんと相談を受けた上で、福祉事務所の方につないで一緒に調査等に参加をさせていただいておりますので、町民の生活に寄り添った形での生活保護という形でやっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

福祉のところはこれでもう最後にしたいと思うんですが、おっしゃるとおり憲法なんですよね。憲法の生存権の25条というところで、この中で謳ってるのが最低限度の生活じゃないんですよね。健康で文化的なっていうのが頭にあるんですね。健康で文化的な最低限、ここはあるかないかはもう全然違ってくるので、やはりそういう健康で文化的な生活を送ってもら。これがこの25条の核心部分だと思うので、それを踏まえたホームページの文章の適正な修正、修正されるとおっしゃいましたが、それを踏まえて検討できるのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

はい、検討させていただきます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

次に、教育行政の部分についてお伺いをしたいというふうに思いますけれども、教育長が考えられている課題等について縷々お伺いをしたわけですが、非常に一人ひとりに行き届いたこと、基礎基本をしっかりさせるとか、一人ひとりのニーズに応えた特別支援教育とか豊かな道徳であるとか、人権等々ということで、非常に安定型といいますか、やはり1番基本として、教育の中で持つておかなければいけないことを網羅されているという点で私もどういう教育をされるのかな、ちょっと心配だったんですが、こういった形で、基礎基本をしっかり土台に据えてやっていくということで安心といいますか、いいんじゃないかなというふうに感じました。それから2点目の会議録についても、これも今後改善をしていくということですので、是非それはそういう形でやっていただきたいと思います。私たち長与町議会でもこうやって会議をやっているのもすべて実名で、あと、後世の人が見て、この問題はどこにあったのかっていうのもつまびらかにすると。やはり住民の目に曝されるというのが責任ある発言に繋がりますし、また公正な教育行政にも繋がっていくということで、是非そういった対応を行っていただきたいというふうに思います。それから次3点目の就学援助の問題でありますけれども、私は今年の3月議会の中でも、子どもの貧困の問題について取り上げたんですけれども、その中で私が言ったのは、福祉部所管ではいろんな子育て支援にいろんな手を打っている。しかし教育行政がなかなかそこに至ってない。で、このままいくと、福祉はどんどん子育て支援をやる、同じ子どもに関係する教育部門は変わらないということではギャップが開いていくので、これは検討しないといけないんじゃないですかということをお前教育長に申し上げました。教育長もそこは検討する必要があるというふうに答弁をさ

れたわけでありますけれども、その点については、やはり検討していかなければならないという、今の教育長もそういう立場でいらっしゃるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

おっしゃるとおりで、今もそういう気持ちでつなげていきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今回質問をした中で、特に私が気になったのが、特に小学校とか中学校とかに入学する時の準備に非常に大きなお金が必要だと。もちろん、家庭によってはおじいちゃんおばあちゃんから学習机をプレゼントされたり、ランドセルをプレゼントされたりというのがある家庭もありますけれども、なかなかそうならない家庭というのもあるわけでありまして、私もちょっと最近の状況を聞いてえっと思ったのが、ランドセルが今非常に高く、大体安いものから高いものまであるそうなんですけれども、平均的に言えば4万ぐらいは見てないといけないということで、普通の教材、学校の方で必要な教材以外にもランドセルであるとか学習机とかもう簡単にそれ入れたら10万20万というお金がかかってきます。それに加えて、上履き、体操服、鍵盤ハーモニーカその他諸々それから学習用の本棚。そういったものも必要だということでやはりかなりの金額が入学当初に掛かる。そして、中学校においては、何人かの同僚議員の方もおっしゃってましたが、制服であるとか、また指定のカバンとかこういったものが掛かってくるという状況で、先ほど申しました非常に貧困、若年層の貧困が進む中で、こういったお金の工面するのに非常に苦慮されてる方もいらっしゃるという中で、国会の答弁でも文部科学大臣が必要な時期に支給をできるのが望ましいということで、都道府縣市町村にその旨文科省の考え方を通知しているということがあっているようであります。長与町として先ほどお伺いしますと、支給を早めて4月に支給をできるようにやっていきたいということであります。非常に前進だというふうに思います。長崎市の方の状況を私もちょっと確認してみたんですが、今年の2月の議会の中で教育総務部長さんがおっしゃった内容を端的に言えば、平成29年度以降は新小学1年生は4月支給、そして新中学1年生は3月支給、つまり小学校6年生の段階の3月で中学校に今度入学される方については支給したいということのようではありますが、本町は小学校も中学校も4月入学の4月支給というふうな考えなのか。もしそうであれば、せめて中学校については一定補足もできますので、3月支給というのが長崎市と同じようにすることはできないものなのか。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今のご質問ですけれども、うちの方といたしましても来年度からは4月に支給をやっていきたいというふうに考えております。ただ、今ご質問されたのは3月にということでございますけれども会計年度等の問題もございまして、なかなかその会計上の問題をクリアするのが今の時点では難しいかというふうには考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

長崎市の方でいろいろ苦勞して解決しています。それで、どういうふうな解決をしているのかっていうのを私なりにちょっと資料取り寄せてみたんですよ。当面、小学校費の中で用意してるみたいなんですよ。ですから、長崎市のやり方を研究して、それがもし間に合えば、長崎市のやり方を参考に可能かどうかというのを検討できないものかどうか、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

ご提案のように、ちょっと長崎市さんを研究させていただいて、可能であれば、やはり早く支給できるものは早くして、皆様の方にお手伝いをしてやりたいと思いますので、その分に関してはちょっと勉強させていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

長崎と長与町というのは隣同士で住民同士もすぐ情報交換できるんですよ。それで、うちの市はこうだよ、長与はそうなのという、もう、すぐそういう情報というのは入りますので、是非子育ての町ということで町長もおっしゃってますので、可能な範囲で、可能であれば、そういう対応ができれば、非常にいいんじゃないかというふうに思いますので、是非検討をされるということですので期待をしたいというふうに思います。

次にネグレクト傾向の件についての問題でありますけれども、先ほど教育長も家庭と地域と学校との連携というふうなお話されました。長崎県でもココロねっこ運動ということで、学校と地域と家庭が連携をし合うというその方向性自体があって、非常にこれは当然やっていかなければならないことだろうというふうに思います。私、今回この質問をするにあたりまして、家庭の方で複雑な事情があったり、問題があったりということで、なかなかうまく歯車が回っていないなっていうのを感じることがありました。学校名は伏せますけれども、実態としまして、例えば小学校の高学年にあるのに小学校2年生で習う九九の暗算が出来ていない。掛け算ができていないものですから、当然割り

算もちょっとわからない。小数点とか分数、どんどんどん分らないんですよ。なかなか理解ができないという状況がありまして、その家庭の状況なんです、先ほどから問題出てますようにひとり親世帯で、しかもひとり親だけじゃなくて、夜の方のお仕事をされてるということで、通常夜に両親なり親、保護者がいらっしゃる場合は例えば一緒に宿題をして分からないところを教えたり、見てみたりいうことで、家庭の中で子どもがどこの段階でつまづいているか、そしてそれを親も一定フォローしながらいい循環というのがやっていけるもんだというふうに思ってるんですが、そういう事情で家庭でも宿題がままならない。また宿題ができてないからまた学校に次の日行っても分からないということで、負の連鎖に陥っているという事例を私もちょっと耳にしたといたしますか、そういう情報がありまして、これ何とかならないのかなということで、ずっと私も気になって、多分こういう事例は1件私が知ってるだけですが、恐らく全町的には何件かそういった事例というのは似たようなケースがあるんじゃないかというふうに思います。それで、それは家庭の問題だからどうしようもないよねと済ませていいものか、やはりそこに何らかの手が打てないものなのかという点で、ちょっと思ったのが、最近、洗切小学校の方で地域コーディネーターっていう制度といたしますか、取り組みの一環として、退職をされた先生、特に校長先生でありますけれども、こうした方々が洗切ふれあい塾だったですかね、そういったことで、放課後の子どもたちに学習を教える。やっぱり家庭がどうしても、そういった事情で子どもの学校外での学習にうまく機能できていないような時にこういった制度がフォローする、非常にいい取り組みじゃないかと思うんです。それで私は、これ今洗切で行われていますけれども、こういったものを全町的にさらに広げて、長与町は校長先生に限らず先生のOBも他にもたくさん各地にいらっしゃるの、そういう取り組みをやって、なかなか学習に付いてて行けないとか、つまづいて先生たちももうとにかく多忙で、一人ひとりに本当は行き届きたいけれども、そこに学校の先生にそれを押しつけるというのは非常に酷な状況ですので、そこを退職教職員の方々が、放課後こういったボランティア的な形ででもフォローしていく、そういう取り組みができないものなのか、そういう取り組みが必要じゃないかというふうに、この間感じたんですが、この点についての考え方を伺いたいと思います。

**○議長（内村博法議員）**

近藤教育委員会理事。

**○教育委員会理事（近藤徳雄君）**

ご指摘のとおり学校教育とか家庭教育が十分にできないというような事情によって、子どもたちの力が担保されないというのは大変不幸なことだと思いますし、そのことに対する対応っていうのは、今後も考えていかなければならないと。今洗切小学校でやっております放課後の洗切塾のような形っていうのは、実は将来的には学校支援会議であるとか、今話題になっているコミュニティースクールというものの原形を積み上げていきたいということもありまして、また他の学校でも実施可能なのかっていうことを検



討させていただけたらと思います。なお、社会福祉協議会の方のご協力をいただいて、夏休み冬休みに場所を提供いただいて、そこで自学をすることで、私どもの方から指導主事を可能な限り派遣して学習の支援をするというような取り組みも始めておりますので、そちらの方も活用していただければと思います。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

先ほどの同僚議員の質問を聞いてちょっと思ったんですが、先ほどその児童館の活用をおっしゃってございましたけれども、新たな施設がないというような場合は、そういう児童館を活用してそういったところにそういう退職教職員の方々と子どもたちで、恐らく先生方というのは子どもと触れ合うのが大好きで、そういう今までのノウハウを活かして自分たちの生きがいにもなるというふうに思いますので、そういう児童館の活用等も検討できるんじゃないかというふうに思います。私の子どもも非常にまだ低学年の時はしょっちゅう児童館に行って、児童館もいろんな取り組みをされてるので非常に喜んで通ってました。今もう高学年になってあまり行きませんが、そういった点では児童館の更なる活用にも繋がりますので、そのあたりも検討できないのか、これはどちらの回答になるのかわかりませんが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

つい先日も冬休み前ということで、社会福祉協議会さんの方が冬勉強って冬の勉強、自学勉強するという話で話をされておりましたので、中央部ばかりなんですね、そういう学習する所が。洗切に1カ所できて、あと高田とか岡の方にもできないかなということでご相談をさせていただいて、今検討はしてるようになってはおります。是非児童館の方も活用してほしいということをお話をさせていただいているところになります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で、15時30分まで休憩いたします。

（休憩 15時12分～15時30分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順10、安部都議員の①本人通知制度の導入について、②地方創生・人口減少対策と魅力あるまちづくりについての質問を同時に許します。3番、安部都議員。

○3番（安部都議員）

皆さんこんにちは。最後の本日の質問者となりました、もうしばらくおつき合ください。まずは字句の訂正をお願いいたします。1番目の質問の上から2段目のマイナンバーカードの後に、マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類を添付して請

求することとなります、というふうに訂正をお願いいたします。それでは質問に移らせていただきます。

①本人通知制度の導入についてお伺いいたします。昨年10月5日、社会保障・税番号制度、マイナンバー制度が施行されました。そこで、現在は、住民票や戸籍などの証明書を請求する場合は、マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類を添付して請求することとなります。もし、代理人や第三者が請求する場合は、委任状等が必要となります。長崎市では、10月1日から不正請求と人権侵害を防ぐために本人通知制度が開始されました。そこで下記の質問を行います。(1)本人通知制度についての本町の考えをお伺いいたします。(2)過去から現在までに、住民窓口において証明書の交付申請書の不正取得が行われた事例はあるのかお伺いいたします。(3)本町での個人情報取り扱いについてどのように行われているのかお伺いいたします。(4)不正取得や人権侵害の対策として必要な手段であると思いますが、導入についての見解をお伺いいたします。

②地方創生・人口減少対策と魅力あるまちづくりについてお伺いいたします。地方創生が開始され、まち、ひと、しごとのプランも見えてきました。そんな中、本町での問題は山積しております。老朽化した公共施設管理建設問題、少子高齢化問題、新図書館建設問題、公共インフラ整備問題等です。今後、本町にとって明るい未来と展望を見出すためには、世代間を越えて解決すべく課題と魅力あるまちづくりを目指していく必要があります。そこで、若者世代の取り込みと高齢化対策など、今後の魅力あるまちづくりについてお伺いをいたします。(1)本町の人口減少対策について今後の施策をお伺いいたします。(2)魅力あるまちづくりのための今後の施策と財源問題をお伺いいたします。(3)プロフェッショナル人材のひとづくりについてお伺いをいたします。答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは今日最後の質問者であります安部委員のご質問にお答えいたします。1問目の本人通知制度についての本町の考え方ということでございます。本人通知制度というものはいわゆる住民票や戸籍などの証明書を公用以外の代理人や第三者に交付した場合、そのことを事前に登録した本人へお知らせする制度であります。制度を導入し広く周知することで、戸籍や住民票の不正請求及び不正取得を抑止する効果があると言われておるところであります。県内におきましては、長崎市が本年10月から本制度を導入しております。この本人通知制度につきましては、戸籍法や住民基本台帳法に定められた制度ではありませんが、個人情報保護の観点から、自治体独自の制度として導入する自治体もございます。個人のプライバシーの保護と法令で認められた第三者の権利行使、これをどのように調整するか。これが大きな課題で、その中に様々な問題点なども含め、

慎重に検討すべき制度であると、そのように考えております。次に2点目のこれまで住民窓口において証明書の不正取得が行われた事例はあるかということでございます。住民環境課窓口におきまして、証明書の不正取得が行われた事例につきましては、平成21年に戸籍が1件、住民票が1件ございました。次に3点目の個人情報の取り扱いでございますけれども、自己情報コントロール権などの個人のプライバシーを積極的に保護するため、長与町個人情報保護条例に基づきまして、全庁的な手続きの管理を行っております。個人情報の収集方法の制限に加え、どの担当部署が取り扱い、個人情報の中でもどのような個人情報を収集し利用するかなど、個人情報を取り扱う事務を行うにあたりましては、個人情報取扱事務の登録を義務付け、現状の把握をするなどしまして、個人情報を含む情報の管理・運営を行っているところであります。現行におきましては、自身の住民票や戸籍などの情報が発行されたか否かは、個人情報開示請求をもって知ることが可能となっております。またマイナンバーを含む特定個人情報につきましては、利用できる事務も社会保障・税・防災の分野に限られておりまして、情報の厳格な運用と利用方法などを整備しております。4点目の導入についての見解でございます。本人通知制度は、不正取得防止の観点から有効な手段であると考えております。しかしながら、第三者請求におきまして戸籍法第10条の2項及び住民基本台帳法第12条の3項で法的に認められております。例えば、弁護士など法律上正当な請求者として認められている方からの請求までを開示する必要があるのかという問題があります。実施している市町村の状況等を参考に、運用上の問題点や対象となる申請の範囲などを十分検討した上で、導入するかどうか判断をしていきたいと考えております。

続きまして、2番目のご質問の本町の人口減少対策に係る今後の施策ということでございます。本町の人口減少に歯止めをかけるためには、進学・就職に伴う若者を中心とした転出を抑制するとともに、若者の結婚・出産・子育てなどに対する希望が実現する環境をつくり、出生率を改善することが必要と考えております。加えて、今後避けることのできない人口減少社会への対応も重要な課題でございます。これらを踏まえ、昨年10月に「長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしまして、人口減少対策の柱として取り組んでおるところでございます。今後とも戦略に基づき、若者、女性、アクティブシニアまで多様な雇用の創出、近隣市町と連携した圏域における雇用の創出などによりまして、地域経済の活性化を推進してまいります。また、出会いや結婚を後押しするとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減、子育て・教育環境のさらなる充実により、婚姻件数や出生率の向上を図ると同時に、こうした取組みの効果的な情報発信などにより、将来を担う若者の移住・定住促進を図ってまいりたいと思っております。さらに、地域公共交通の充実や健康づくりと長生きを応援する取組みにより、誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりたいと思っております。

次にご質問の「魅力あるまちづくり」とは、私がこれまで標榜してまいりました「幸福度日本一のまちづくり」と言い換えることが可能であると考えております。私は魅力

あるまちづくり、幸福度日本一のまちづくりには、4つの観点が必要だと思っております。1つは人づくり、2番目が人間関係づくり、3番目が自然への配慮、4番目がインフラの整備ということでもありますけれども、しかしながらその潜在力を長与町は十分に備えている町だと思っております。これらを踏まえ、先般策定いたしました第9次総合計画におきましては、まちづくりのテーマを「住みたい・住み続けたい・住んで良かったと言われるような幸福度日本一のまち」とし、その具体的な姿として、「機能的で魅力と活力にあふれたまち」「安心してずっと住めるまち」「子どもを育てたくなるまち」という3つの将来ビジョンを設定しております。これらの実現に向け、本町の弱みを克服するとともに、まちの強みを活かした、付加価値の高いまちづくりを進めるために、重点的かつ総合的に展開する施策を3つの戦略プロジェクトとして取りまとめております。1つ目は「コンパクトで元気なまちづくりプロジェクト」でございます。中心市街地を核といたしました、バランスのとれた都市機能の配置と地域資源や個性を活かしたまちづくりを両輪として進め、公共交通で有機的に結ぶことにより、コンパクトで機能的なまちを目指してまいります。また、地場産業の活性化や定住・移住促進により、まちの元気を創出する事業を展開してまいります。2つ目は「健康づくりと長生き応援プロジェクト」でございます。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、スポーツを通じた健康づくりを進めます。また、自治会をはじめ、地域の医療・介護・福祉・スポーツなどの関係機関、さらには町の財産でもある大学などの研究機関が連携し、健康的で長生きができる地域づくりに努めてまいります。3つ目は「すなおで元気な長与っ子育成プロジェクト」でございます。幼稚園から大学まで揃っている学園都市であります。そういう強みを活かし、未来を担う子どもを育てたくなるまちを実現するために、結婚、妊娠から出産、育児、学校教育までの一貫した子育て・教育環境の充実を図ってまいります。こうした取り組みを進める一方で、持続可能で健全な財政基盤を構築する必要もあります。そのために、自主財源の確保に努め、国や県の補助事業を最大限に活用し、限られた財源の有効活用や事業の重点化を図るほか、経費節減に取り組むなど効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に3点目のプロフェッショナル人材のひとづくりについてのご質問でございます。地方創生のためのしごとづくり支援事業といたしまして、東京都を除く46道府県におきましてプロフェッショナル人材戦略拠点整備が整備をされております。長崎県拠点では、プロフェッショナル人材戦略拠点事業として県内に不足する新商品の開発、販路拡大、海外展開、生産性の向上に関するプロフェッショナル人材を県外から雇用しまして、県内中小企業の成長を支援することにより、地域に安定した質の高い雇用を生み出していくことを目的に事業を展開されておるところであります。現在、町内事業所におきましては、大都市からの多様なプロの人材を雇用するこのような取り組みを行った事例はございませんけれども、地域経済全体の成長と新たな雇用の創出など、大変有効であると思われまので、プロフェッショナル人材を活用した事業の周知と事業者の掘り起こし

など今後長崎県および西そのぎ商工会と連携した取り組みなどを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは再質問に移らせていただきます。この本人通知制度につきましては、ちょっと真新しい言葉でありますので、1つ1つ基本的なことを確認しながら進めてまいります。本人通知制度は先ほど町長から答弁がありましたように、第三者が住民票や戸籍などを取った時に本人に知らせる制度であります。そこで、その第三者というところはどいういったところを指すのか、お教えてください。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課（栗山浩二君）

議員のご質問にお答えします。第三者と言いますが、同居の家族以外の方が一般的でございます。第三者というこの本人通知制度の中での捉え方といたしましては、法人であったり、資格を持った弁護士とかの請求であったり、全くの第三者という本人と全く関係がない方という方についても第三者というふうな取り扱いをしております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、本人から委任状によって依頼された代理人ですね。それから、先ほど言われましたように、特定事務受任者など、そしてまたそこ誰でもいいっておっしゃいましたが、やはりそこに正当な理由がなければいけないわけですよね。その他の正当な理由がある第三者ということとなろうと思います。そこで、特定事務受任者という有資格者、8士業なんですけど、どういう業者を指しますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課（栗山浩二君）

お答えさせていただきます。特定事務受任者とは弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士、これら8士を特定事務受任者と認識しております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それではその他の正当な理由がある第三者っていうのはどういう方を指しますか。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課（栗山浩二君）

例えば債権回収のために債務者の所在を調べる法人、それから相続手続等で正当な相続人から請求があった場合、こういったケースが正当な一般的な例ではないかと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。住民票の証明などが、本人や同一世帯や配偶者または代理人の第三者によって交付することができると思います。それでは戸籍抄本謄本についてはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課（栗山浩二君）

住民票と戸籍についてはそれぞれ住民基本台帳法、それから戸籍法というのに則っていろんな制限がかかっておりますが、ほぼほぼ同一の認識、取り扱いをして構わないと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

戸籍謄本抄本につきまして、2008年に戸籍法と住民基本台帳が改正されて、原則は本人以外は取得できない。しかし、法定代理人や任意代理人は本人確認の末、取得ができます。しかし、例えば戸籍抄本謄本などは同一世帯でも取得ができない場合があります。それでよろしいでしょうか。戸籍、同一戸籍、直系親族、そういったものではないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課（栗山浩二君）

正当な理由があれば、直系の方以外でも交付が可能だと考えております。ですから、一般的に言えば戸籍については縦の直系の親族の方は、正当な理由がなくても交付ができます。ただ、それ以外の方でも、先ほど言ったようなその利害関係人であったりとか、正当な理由があれば第三者でも交付ができるということでございます。そのように認識しております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。それではこの証明書類につきまして、請求しても本人通知をしない方がいい場合がありますけれども、それはどういった場合でしょうか。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課（栗山浩二君）

本人通知制度のことですよね。この制度におきまして、事前登録方式という1つの登録方式がありまして、この方式で登録された方については、自治体の方でこういった場合は通知をしますよ、こういった場合は通知をしませんよと、自治体によってそれぞれ規定といたしますか、要綱が違っておきまして全国統一ではございません。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

私が言いたいのは、公用請求の場合は、その本人通知制度はその本人に請求は通知の対象外だというふうに認識しております。よろしいでしょうか。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課（栗山浩二君）

失礼いたしました。公用請求は除いております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。先ほど言いましたように特定事務受任者の場合は、有資格者は本人の了承なくして請求ができます。本人は知らない間に住民票や戸籍謄本抄本が請求できるわけですが、その請求できる内容といたしましうか、どういった内容で、職権で請求ができるのか教えてください。

○議長（内村博法議員）

久松住民福祉部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

戸籍謄本等の公用申請、職権の申請でございますけれども、一般的に1番分かりやすいものとしましては公共事業での用地買収、こういった場合に相続者、正当な権利者ですね。その方々の確認をする、こういったものに一般的には使われておるようです。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

公共事業など職務上請求書によって、職権で取得ができるというところでもよろしいで

すね。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課（栗山浩二君）

先ほどご説明しました弁護士等の請求については、職務上の請求書にて必ず請求をすることになっておりますので、その場合については記載内容を審査をして、正当な目的であるというふうな判断がある場合には無条件で交付をいたしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、この本人通知制度の現在の全国的な自治体の導入というか、把握していらっしゃいますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課（栗山浩二君）

お答えさせていただきます。本年8月末の時点で全国で628の自治体が導入をしております。この数字は全自治体の36%程になると思います。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

私は10月15日時点の統計を持ってまして、633自治体が今実施してるんですね。その中でちょっと全部調べたところ、事前登録が525自治体、被害告知が309自治体、登録不要が2自治体、委任状が9自治体なんです。そこで、この本人通知制度なんですけど4つの方法があるんですね。今、私言ってしまいましたけども、この4つの通知方法ですよ。必要だというところで全自治体が導入をしてるんですけども、例えば佐賀市では、お聞きしたところによると、事前登録は1週間前後で通知をするんです。1週間前後。で被害告知は不正が取得が認められた時点ですぐお出しになるということでした。福岡市では、事前登録の場合は翌月の末、月末に通知をして、被害告知の場合はケースによって違うんですが、不正が認められたら速やかに通知を出すということをおっしゃってました。本町におきまして、それでは昨年におきましてふれあいカードまたは住基カードで住民票や戸籍謄本抄本などを取得した人数がわかれば教えてください。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課（栗山浩二君）

ふれあいカードに関しましては、自動交付機で取る場合にはふれあいカードを入れていただいて交付したというのはわかりますけども、住基カードで交付するという事例は



ございません。住基カードについては、あくまでも本人確認用の添付書類ということでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

栗山環境課長。

○住民環境課（栗山浩二君）

すいません、データがちょっと今手元にないんですが、住民票が数万件、合わせて多分両方で3万件ぐらいだったと思います。これはあくまでも概数ですので、すいません、正確な数字が提示できなくて申しわけありません。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、昨年度で第三者により、有資格者による取得は何件か、また何枚あったか教えてください。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課（栗山浩二君）

その件数についてもすいません、把握しておりません。申しわけありません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

じゃ、後ほど調べて教えていただきたいというふうに思います。先ほど被害告知、事前登録とかいう4つの名前、通知で言ったんですが、被害告知っていうのは被害があったと、不正があったというふうに認められた時に、不正があった時にすぐに告知をするものです。そしてまた事前登録は事前に登録した人ですよね。また、登録不要というのは登録不要で、事前登録してなくても、第三者が取得はあった時には通知をすぐ出すところですね。そこで長崎市が事前登録のみなんですね。それで、住民が被害に遭ったときには、速やかに出すことはできないわけなんです、長崎市はどうしても1カ月後なんですよ。だから被害があったと認められても、それはもう1カ月後なので後の祭りというようなところになるんですけども、この被害告知制度、大変重要だと思いますが、町長、見解を教えてください。

○議長（内村博法議員）

安部議員、ただいまの質問の意味を正確に言ってご質問ください。

○3番（安部都議員）

第三者の有識者の何枚かというところですかね。

○議長（内村博法議員）

いえ、今町長にお聞きした分です。

○3番（安部都議員）

被害告知制度というのが、本人事前登録制度というものも大事ですが、被害があった時に、不正取得があった時に、全て通知を知らせることができるということは、やはり住民の命を守るためには大事だと思うんですね。それで、やはりそういった被害告知制度も今後重要ではないかなと思いますが、教えてください。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

この登録について、事前登録とか被害告知、あるいはその登録不要といろいろありますけども、まだ長与町としては、この第三者の分についてこれを導入するかどうかというところのまだ検討段階でございまして、そういったものをいろんなところを精査しながら長与町にこれが実際に適合してるのかどうかというのも必要だと思うんですよ。そういったものを、今後、検討すべき時があるだろうというふうには思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。この不正取得なんですけども、本町は住民票が1件と言いましたね、そして戸籍が1件とおっしゃいましたかね。それで2件あったということをおっしゃったんですけども、以前に、2011年に起きたプライム事件はご存知でしょうか。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課（栗山浩二君）

存知上げております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

もし中身について、知っていれば教えてください。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

これは報道等、それから戸籍関係、それから住民基本台帳関係の事務従事者であれば、ある程度の方はご存知だと思うんですけども、発覚したのが平成23年の11月に東京都内の総合法務事務所の所長、それから同社の司法書士、元弁護士、それから横浜の探偵社の社長などが共謀をして、住民票を不正に請求したことが発覚したことによって、逮捕された事件であるというふうに認識しております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。大変な2011年に不正取得で興信所に出回って転売して、そして本人通知制度のない自治体をねらって、こればらまいてるわけなんですね。ところで2011年にこのプライム事件が起きてから、次の年にある団体が情報開示を行ってます。長崎県が73件発覚してます。そして長崎市で20件、長与町ではこの2件あったというところなんですけど、プライム事件の目的というのは何かご存知でしょうか。取得された目的。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課（栗山浩二君）

このプライム総合法務事務所の事件については、不正取得によって個人情報の転売とかそれから各種いろんな情報をいろんな団体に流しておられて、かなりの利益を上げられたというふうなことを認識しております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

私、目的を聞いたんですけども、このプライム事件は結婚差別、就職差別、部落確認や身元確認、そういった目的とした不正取得の事件だったんですよね。これ大変もう本当に許しがたい状況なんですけど、もう本人が知らないところでこういった第三者による不正取得が行って、結婚ができないとか就職ができないとかいうそういう差別を受けたわけなんです。非常にこの件についても、不正というのは許しがたいと思いますが、この件について町長見解もし何かありましたらどうでしょうか。今後この通知制度が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

大変申し訳ないんですけど、その事件につきましては私調べておりませんので、何と言しようもないんですけど、こういったことはあるべきことではないですよ。それは今のお話を聞いただけでも私も同感です。そう思います。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

長崎市では例えばこういった事件が起きた時に、本人が開示請求することが出来ます。もちろん、その開示請求でも規定範囲内での開示で請求書の個人情報原則非開示というところとなるんですけども、やはりこういった不正で行われた時に、抑止することが

必要だと思うんですね、やっぱり回避しなくちゃいけない。そういった時に、やはり開示請求を行われた時には、その個人情報であってもやはりその相手の命を守る住民の命を守るというところから、やはり開示請求の請求書の個人情報というのは出すべきではないかなというふうに思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

個人情報の開示請求につきましては、長与町個人情報保護条例の方でちゃんと厳格な規定をされておりますので、その点ではもう開示請求ができますのが、本人によるものということと、あと本人が未成年の場合の親権者、それから未成年の後見人、あと1つ成年後見人の方で代理人と呼ばれる方しか請求できません。しかもその本人が自分の情報しか開示請求できないという規定になっておりますので、中身まで開示できるかということになれば、請求した本人以外の情報は開示できないという形になります。それと、その不正取得があったかどうか本人が確認する場合は、町長の答弁にもありましたとおり、その情報、戸籍や住民票、こちらの方が発行されたか否かというのは、この個人情報開示請求にて知ることができるということになってます。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、そこの身元の住所とか名前とか何月何日に取得した、そういったところまでは公表しないってということですか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

はい、そういうことになります。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

今年、逗子市役所で起きました、ストーカー事件があったことはご存知だと思います。これは女の人が結婚後に名前や住所を知られないように住民課に頼んでいたんですけども、元彼氏が探偵業者、第三者に依頼をして取得を行ったと。その後、その場に行って殺害をして悲惨な事件が起きてます。こういった、本当に人の命をやっぱりこう大切に、絶対に起こってはならない事件なんですけど、やっぱりこういった第三者からの探偵業者を用いて、こういう悲惨な事件が度々起こってるんですね。そういった時に、やはり本人事前登録のみならず、やっぱりこういった事件が起きた時に、本人にすぐに通知する、不正取得を通知するということはやっぱり大事じゃないかなというふうに思

いますが、もう一度見解をお聞かせください。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

そのストーカー事件で情報が漏れたというのは、この個人情報の開示請求とはまた別な話で、私どもが個人情報を扱っている場合にはこの開示請求が行われた上で、適正な請求であれば個人情報を開示するという形になっておりますので、ストーカー事件とは全く関係ないと思います。ただそれは、騙されて職員が情報を漏らしてしまったというだけと言いますか、そういうことだと思いますので、この個人情報の開示請求とは全く関係がありません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

ストーカー事件は私のあれだったんでしょうけど、しかし、この第三者からの請求の時にこの被害告知っていうのはやっぱり必要だと思います。やはり、そういった点で、鹿児島県では本人通知制度が開始されたおかげで、情報開示をして名前、住所、不正取得した犯人を全国で初めて摘発されたというような報道がありました。こういったところで、やはり事前に防止するんですよね、こういった通知制度によって。是非とももう一度考えていただきたいなというふうに思っております。本人通知制度が導入された時には、この本人通知制度市民ネットワーク事務所というのがあるんですけども、そういったところで、人権週間に合わせてパネルなんかかね、無料で貸出とかしてるので、そういったところでもう一度考えていただきたいなというふうに思ってます。

次に参ります。地方創生、魅力あるまちづくりなんですけど、消滅可能性都市と言われた豊島区が新たな改革を行っております。部署の垣根を越えた横の連携を行って、66の企業や学校が賛同して、産官学協働のイクボス宣言を行った結果、若者が増えて成功した事例がありました。そしてここの高野区長というのが非常にアイデアマンで、数々の戦略を生み出して、若者をどんどんと呼び込んでるんです。本町もこのイクボス宣言という働き方改革ということを考えはございませんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

地方創生ですね、今全国で津々浦々取り組まれております。本当の意味での地域間競争といってもよろしいかと思えます。今、話題としてご提供いただきましたイクボス宣言についてはちょっと承知しておりません。ただ、今回の地方創生は、全国津々浦々それぞれの地域特性に見合った、それを最大限活かしたまちづくりに努めるということが基本になっております。本町におきましても、昨年10月に議員の皆さんのご協力も

得ながら総合戦略を策定いたしました。それとその後、今年度から始まりました第9次総合計画、この中におきましても戦略プロジェクトというものを3つ設定いたしまして、今後重点的にこれに取り組んでいくというところでございます。ですので、本町におきましてはその総合戦略の策定、産官学金労言の各界各層の皆さんのご協力を得ながら策定を進めたんですが、その検討材料としてお示したものがあります。それは国の4つの方針、地方における安定した雇用、それと地方への新しい人の流れ、若い世代の希望を叶える、結婚・出産・子育ての希望を叶える、それと時代に合った地域をつくる、という4つの観点がございますが、本町におきましては、今おっしゃったような若者を都会から呼び寄せてそこで起業をしていただく、もしくは住みついていただいてそこでいろんなネットワークを作っていただくというような特性にはないというところから議論を始めました。ですので、雇用に関しては本町単独では難しいので長崎圏域での連携中枢都市圏を目指していくということが一つ出発点になっております。あと地方への新しい人の流れを作るということに関しましては、離島、半島のような農業、水産業、そういったものの生業が成り立ちませんので、長崎県などと連携しながら都会の子育て世代サラリーマン、都会での暮らしに辟易したサラリーマンなどをこちらでいかがですかというような取り組みをしております。あと若い世代の結婚、出産、子育てについては本町のこれは得意分野でございます。非常に内外に評価が高い本町の子育て環境と教育環境、これを積極的に発信し、さらに磨きをかけて移り住んでいただく、もしくはもう1人産んでいただくということです。それと最後に時代に合った地域を作るというのは、これは子供さんから高齢者まで、本当に成熟した地域社会を作って、最後の瞬間まで元気に暮らしていただくと、そういったことですね。ですので、本町は本町の特長に合った戦略を作ってそれを今、まさに実践しようとしているというふうにご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

様々な、これから本町の戦略をされているということだと思いますけれども、先ほどのイクボスというのは、組織のトップが働きやすい職場環境を作る、それは部下に対してイクメンですよ、ワークライフバランスを充実するイクメンができるような形で働きやすい組織を作るというところで、イクボス宣言というふうに行ってるわけなんですね。それを、長与町はやっぱり昼間の人口というのはやはり長崎市や時津によそに流れてますので、そこをやはり長崎市と時津町とやっぱり連携をしながらイクボス宣言を行うということが重要だと思うんですね。本町だけではなし得ないというところなんです、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

先ほど部長の方から話がありましたけども、長与町というのはいわゆる商業の町とか企業の町ではないと思うんですよ。今、だから議員がおっしゃるような形のイクボス宣言というのはそういった地域、職場のあるところだろうと思うんですね。長与町は例えば、その中枢拠点都市というのは働いている所は長崎、でも住む所は長与町に住んでいただきたいということなんですよ。それで、それぞれの特徴、個性、長所、短所あるかと思うんですね。その長所を活かして1市2町でお互い支えあって、国外からあるいは県外からいろんなものを持ってきて、地域を潤していこうじゃないかなというところなんですよ。長与町はそういった面では生活しやすい環境づくりということだろうと思うんですよ。例えば先ほどありました子育てであったり、教育であったり、介護であったりというふうなところをどういかに強化していくかと。そして長与町のそういった長所の部分を非常に魅力あるものとしてブランド化していく。ブランド化して行って、それが町内外の方々が長与はいいね、あそこ住みたいねと言って来ていただける、そういった魅力づくりが長与町の特徴じゃないかなと思ってるんですよ。そういった意味で言えば、働きやすい職場っていうのも一般的に言えば確かにそうだと思うんですよ。ただ、長与町の場合の魅力づくりというのはちょっとまた違うところじゃないかなというふうにも感じられるんですよ。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。そうですね。いろんな地域によって魅力を打ち出すというのは、いろいろ違うというところは承知しておりますけれども、やはり良い施策を行っても、内外にやはり発信しないとそれは全く伝わらないわけですね。情報の発信力が重要だということなんですが、若者は呼び込むためにはU I Jターンをさらに、例えば、移り住んでもらうために定住奨励金を付与したり、住民税の減税を行ったり、これも移住対策です。それからまた介護対策として、空き家を利用して福祉施設として再利用する。そこに介護施設の若者たちを経営をしてもらうなど、こういった施策も考えられると思いますが、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

本町におきましては移住、定住を促進するため、人を呼び込むため、特に若い世代の呼び込みということで、新婚世帯や子育て世帯に対する家賃補助を現在検討しているところでございます。その他、定住奨励金ですとか空き家の再利用のご提案もいただきましたけれども、空き家につきましても、どういう状況にあるのかというのをまず調査をするというところから始めたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

私の方から若干補足をさせていただきます。ご質問の移住定住促進、これの本町の今後4年間の施策と事業を網羅したものがこの総合戦略というふうになっております。ですので、その中に出産奨励金というものは、実は検討はいたしました。ただ、それはここには結果的には残りませんでした。それはどういうことかといいますと先ほど申し上げた本町の地域特性をやはり最大限活かすという中において、民間の委員さんから、長与町に移り住みたい、長与町で子育てしたい、長与町の学校に通わせたいというお母さんがたくさんいらっしゃるけれども長与町は家賃が高いよね。そういったご意見をたくさん聞くという中で、そういう方の背中をちょっと押してあげるような施策が効果的ではないかと。そういうことで課長からありました家賃補助などを今検討しているというところでございます。それ以外にも子ども医療費の助成拡大、これは既に終わっておりますね。あと多子世帯への出産祝金、多子世帯へのという条件が付きませんが、そういったものも、これはもちろん財政が許せばの話ですが、今後検討が必要になってくるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、若い世代を取り込むための前向きな施策をいろいろと考えてらっしゃると思いますので、本当に素晴らしいことだと思いますので、推進していただきたいというふうに思ってます。それからまたあの現在子育て支援計画で、新たに3世代同居または近居するための、現在長与町では改修工事や中古住宅での一部の補助を行っておりますね。現在までに何世帯が補助を受けていらっしゃるのか教えてください。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

ご相談等はもう20件近く来ておりますけれども、実際に補助を決定したのは今のところ2件になっております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。これからも若い世代の子育て、移住していただく、定住していただくためには、こういった取り組みもずっと推進していただきたいというふうに思っております。それからプロフェッショナル人材の育成なんですけれども、シティプロモーション戦略というのはご存知でしょうか。



○議長（内村博法議員）

中島産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

大変申し訳ございません。そういうのを存じておりません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

これ、今全国的に拡大されてるんですが、シティプロモーション戦略というのは、中小規模の自治体が集まって費用を出し合って、シティプロモーションを進めていくコンセプトとなってるんですが、これは地方自治体とプロの民間団体、それと産官学融合の場で情報や知識の交換を共有して調査研究を行っていくところです。現在は長崎では諫早市や西海市が加入をしております。この導入に向けて、是非本町も取り組んでいただきたいと思うんですが、例えば5つあります。シティプロモーション活動をWebで展開するとか、シティプロモーション人材育成、新たな行政観光、事業づくりの後方支援、それから自治体の魅力向上の支援、こういったものをそれぞれのプロが打ち出して、その自治体に共に図っていくところなんですけど、このシティプロモーション、PPP導入ですね、など、戦略をお考えになりませんか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

シティプロモーションという言葉自体は非常に一般的なものとなっております、本町の第9次総合計画の中にも観光移住シティプロモーションの振興という施策がございます。今の話ですが、手を挙げた団体が連携して、いろんな資源を出し合いながら効果的な情報発信を行っていくという取り組みだと思います。本町におきましても、単独でも当然シティプロモーションをやるというような第9次総合計画の内容となっておりますが、今検討しております連携中枢都市圏の中においても、圏域での連携した情報発信、もしくはそのDMO、要は観光、従来の観光協会に留まらない、稼ぐ力を備えたマネジメント能力のあるその観光施策を打ち出すことができるような、そういう団体を一緒に作っていくというようなことも将来的には想定されております。ですので、言葉としては若干異なりますが、お考えになってるような取り組みは、今後、考えてまいることとなります。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、私、魅力ある町づくりっていうと、やっぱり改革っていうか特色ある町じゃないとだめだと思うんですよね。一時的なものではなくて、やはり1年中総合的に

それぞれ夏冬、それぞれ季節ごとにオリジナリティに富んだ施策が必要かなと思うんですが。例えば11月12月には秋冬には長与シーサイドパーク多目的広場などでイルミネーション大会などを開催して光の王国シーサイドパーク長与とか、そういったものを開催して、例えば長与在住の外国人も巻き込んで共にそのイベントを行うとか、例えば夏には長与港を活かしてマリンスポーツでバナナボートや水上バイクなどを走らせてファミリーが楽しめるような、そういったイベントを行ったりすることも大事じゃないかなというふうに思いますが、そのあたりはどういうふうにお考えになりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員おっしゃったように大変夢のある、いいと思うんです。だから、そういった企画、職員提案というのもございますし、特に今若い人達が長与町役場に入ってきておりますので、いろんな発想でそういったものをどんどん挙げてほしいということは、職員の皆さんにもお伝えしております。今、安部議員がおっしゃるようなやはりこういったプロフェッショナルの目から見たまちづくりというのも必要かと思うんですよ。県なんかもやってましたもんね、一時こういったものを。だから、いずれそういった時が必要であるということであれば、その時にまた考えようと思います。ただその長与町の職員の中にも、いろんなプロの方、社会人枠というのがあります。非常にそういったものに強い方を採らせていただいて長与町で活躍していただきたいというふうなことも身近でやっております。今おっしゃられてることも含めて、やはり魅力あるまちづくりを私も思っておりますので、検討していきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

政策形成能力、マネジメント能力、そして業務遂行能力、この3つが大事ですので、他の自治体に誇れる人材の育成をして、そしてまた魅力ある今後の長与町の発展につなげていただきたいと思います。一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 16時30分）